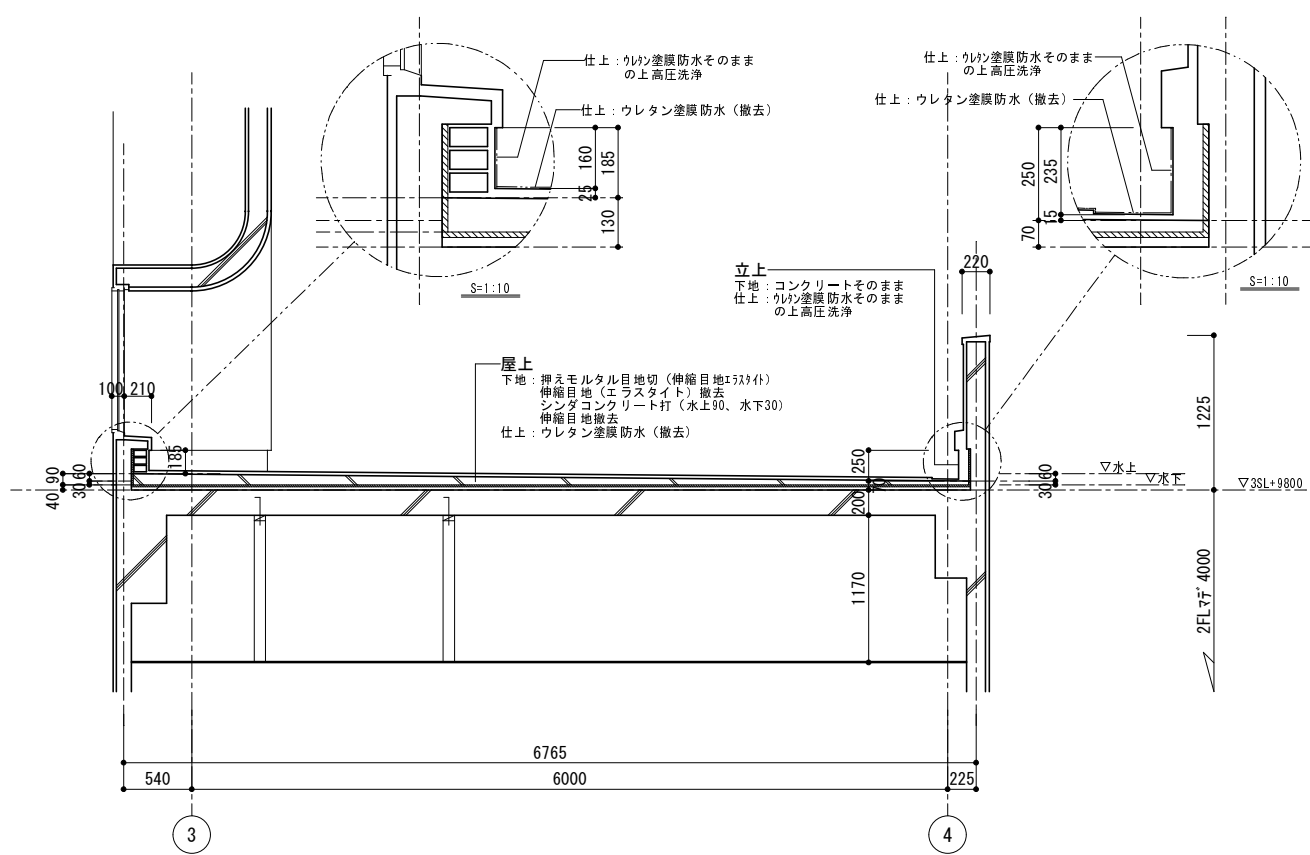


改修前屋上防水詳細図

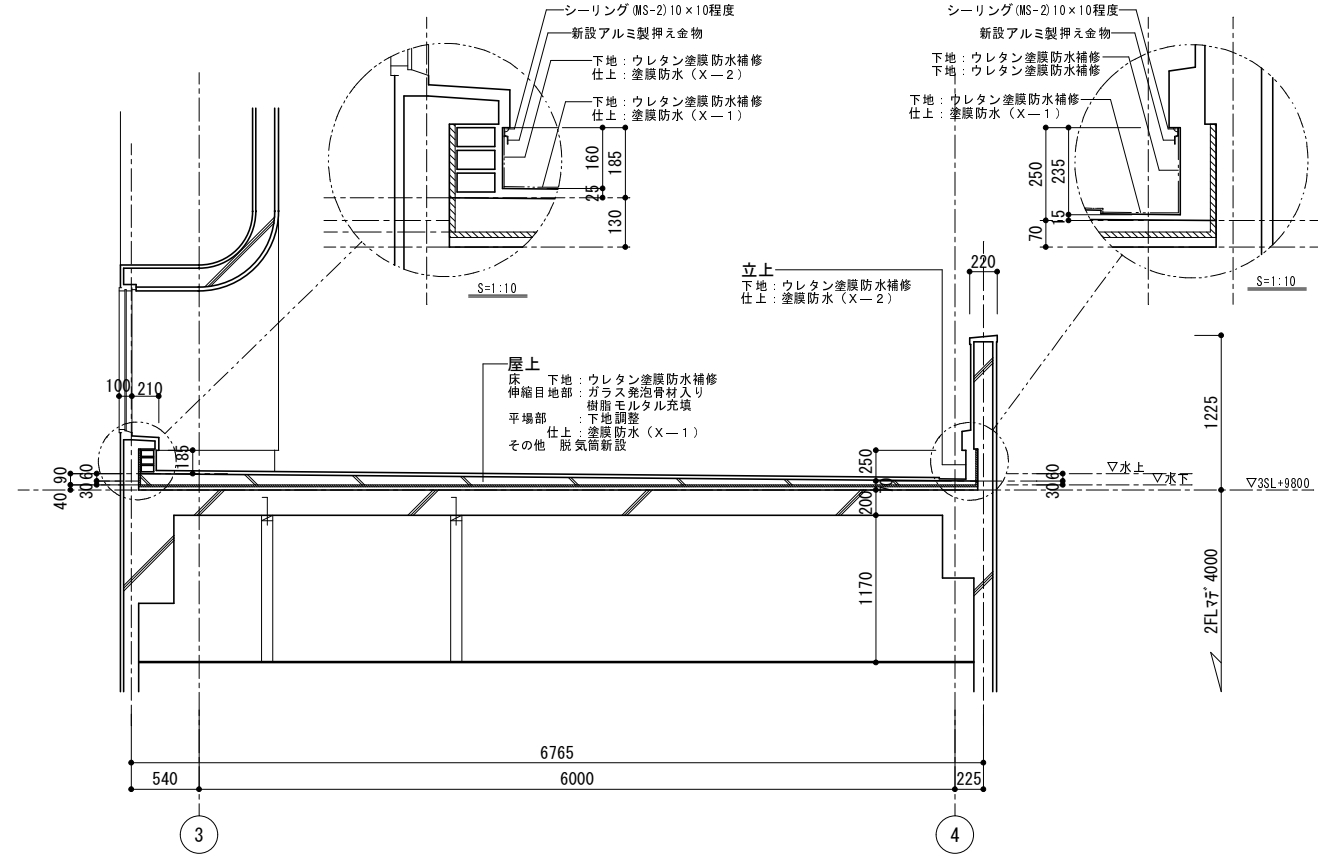
S=1:30(A1) 1:60(A3)



改修前屋上防水詳細図 S=1:30

改修後屋上防水詳細図

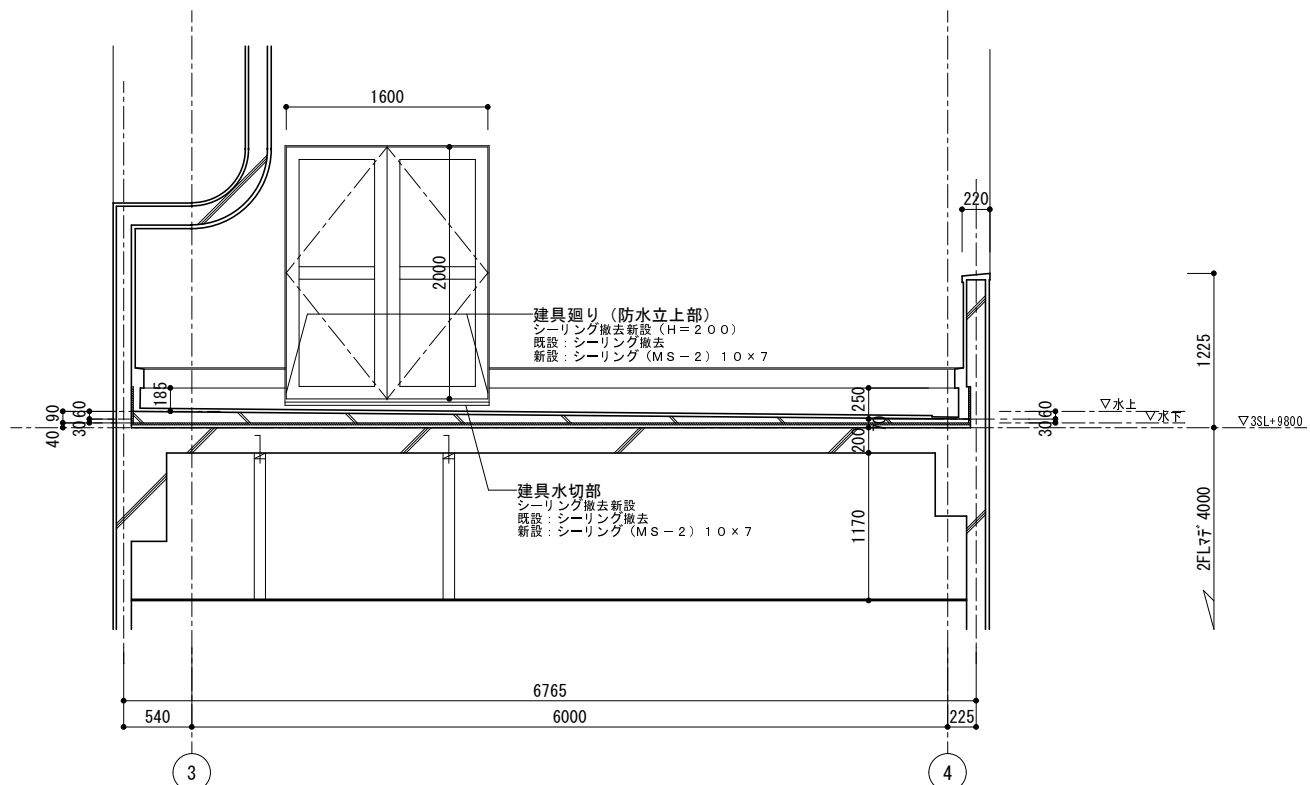
S=1:30(A1) 1:60(A3)



改修後屋上防水詳細図 S=1:30

改修前後屋上(PH)屋外側姿図

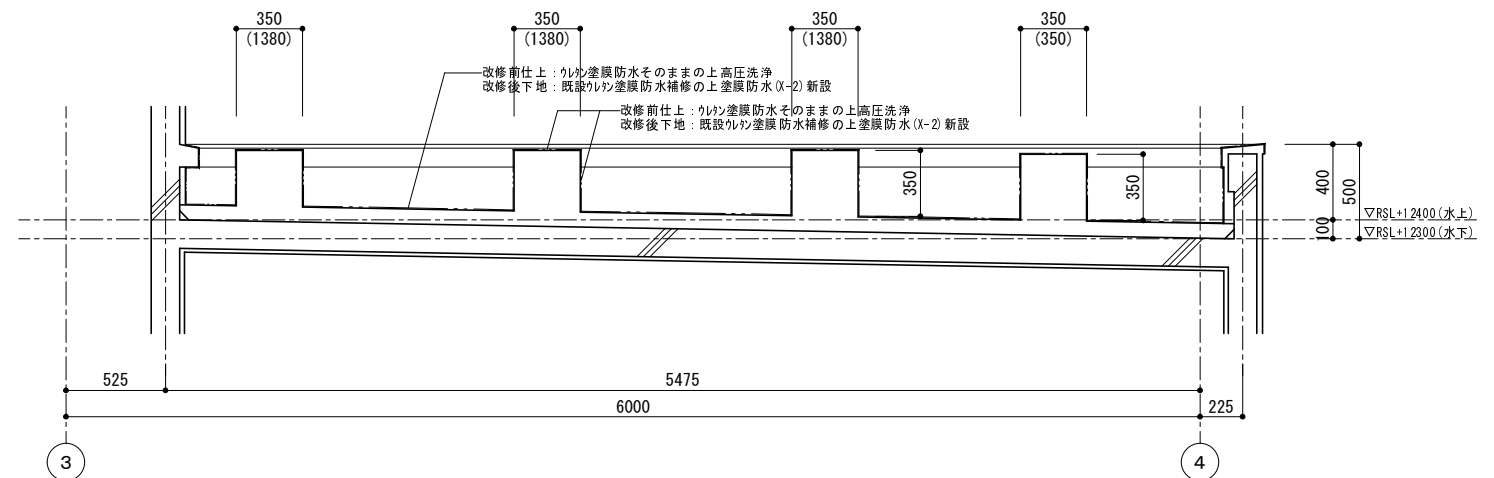
S=1:30(A1) 1:60(A3)



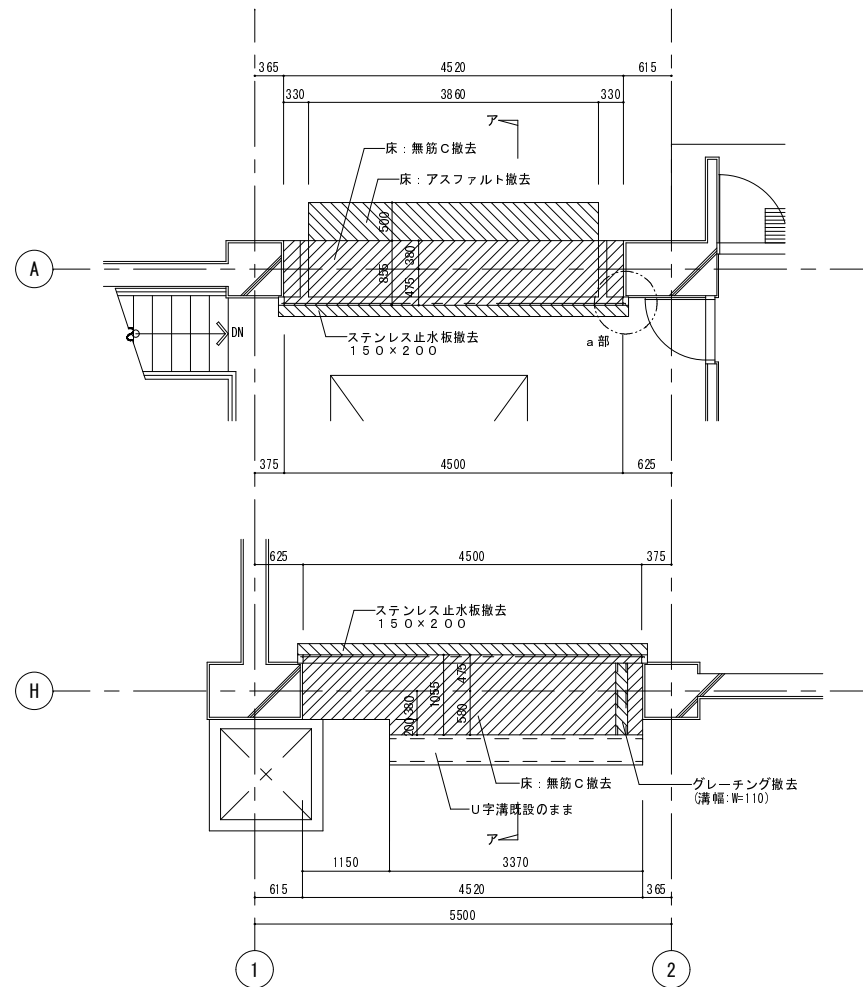
改修前屋上防水詳細図 S=1:30

改修前後PH屋上設備基礎防水詳細図

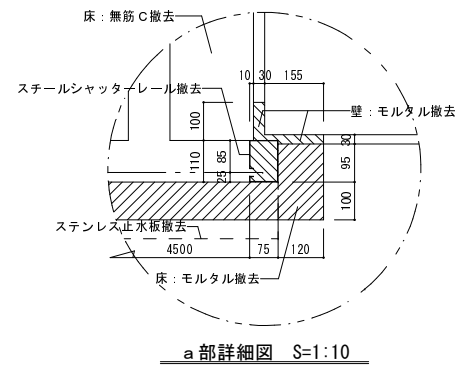
S=1:20(A1) 1:40(A3)



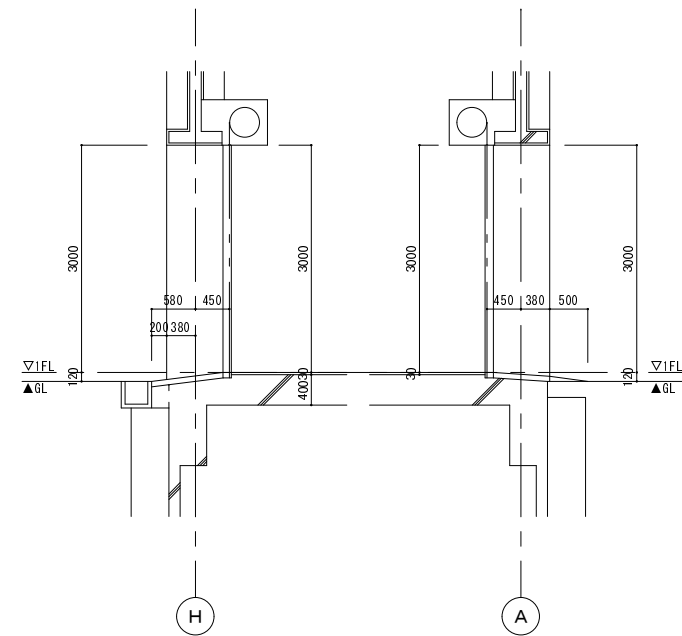
事業名			
工事名	常磐ポンプ場改修工事		
工事場所	四日市市常磐ポンプ場		
名称	改修前後詳細図		
縮尺	図示	設計年月日	平成 年月
工種		設計者	(株)NJS
事業主体	四日市市	図面番号	D-18



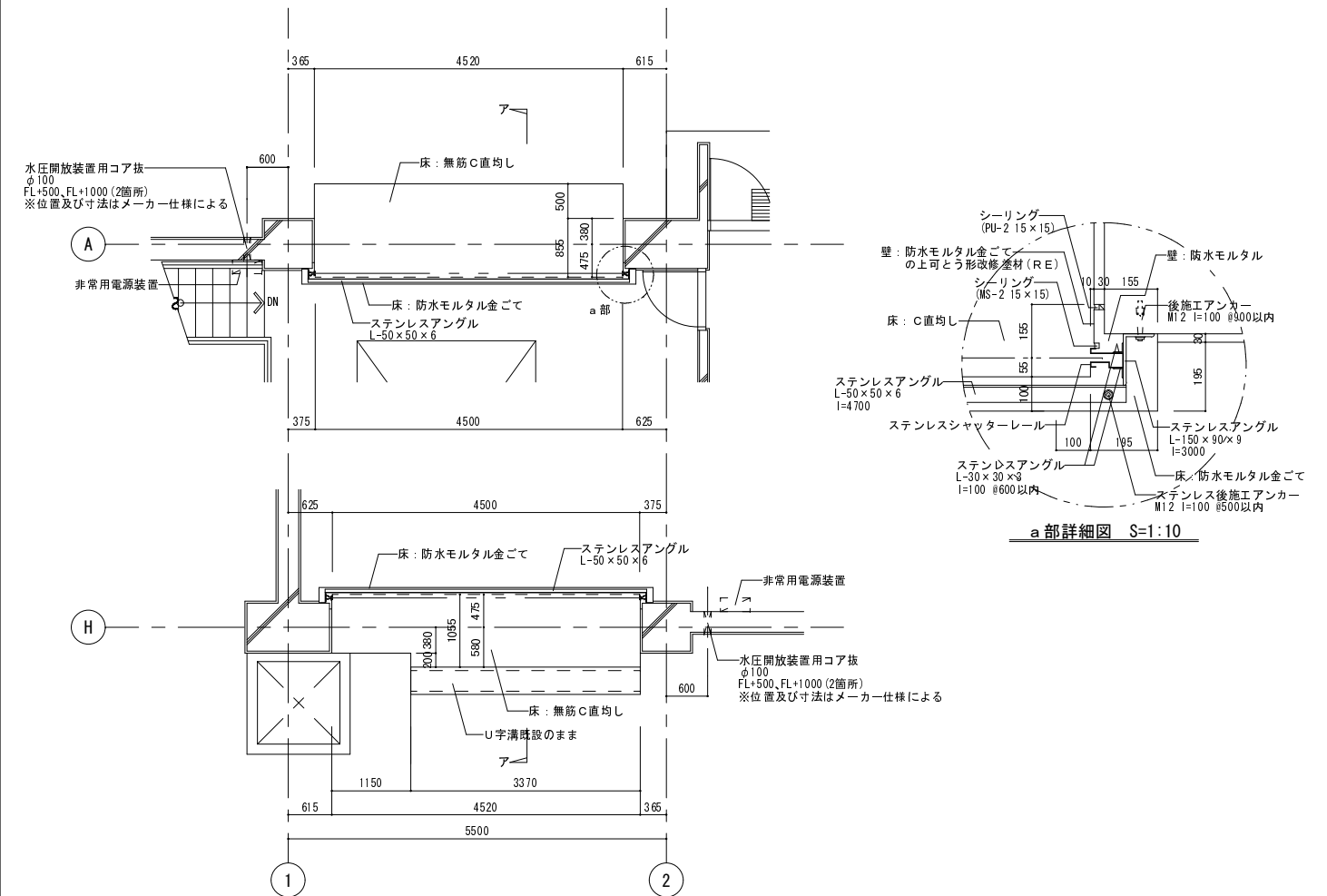
改修前1階平面図 S=1:50



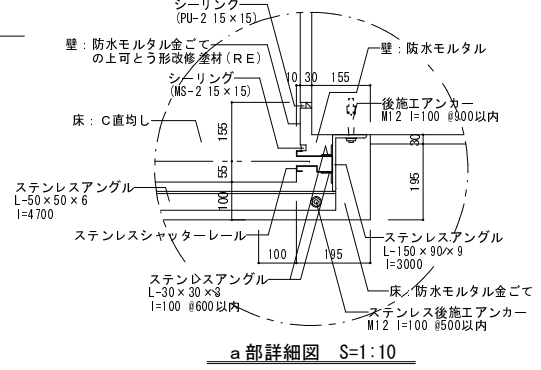
a部詳細図 S=1:10



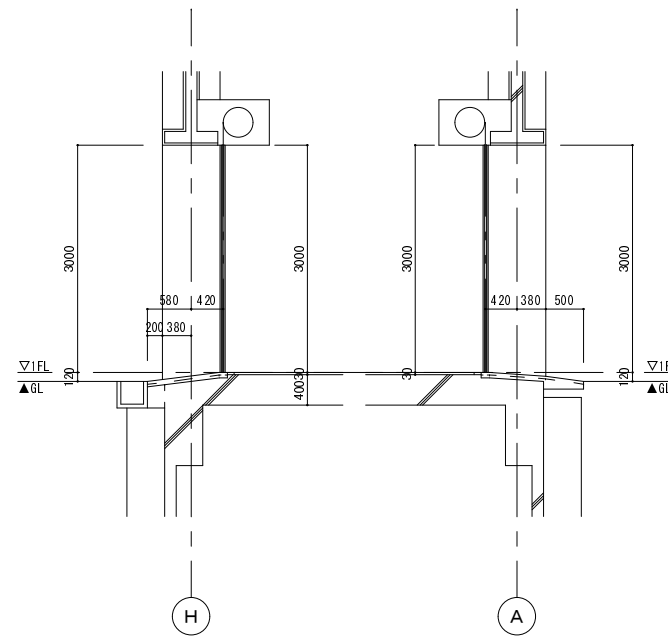
改修前ア-ア断面図 S=1:50



改修後1階平面図 S=1:50

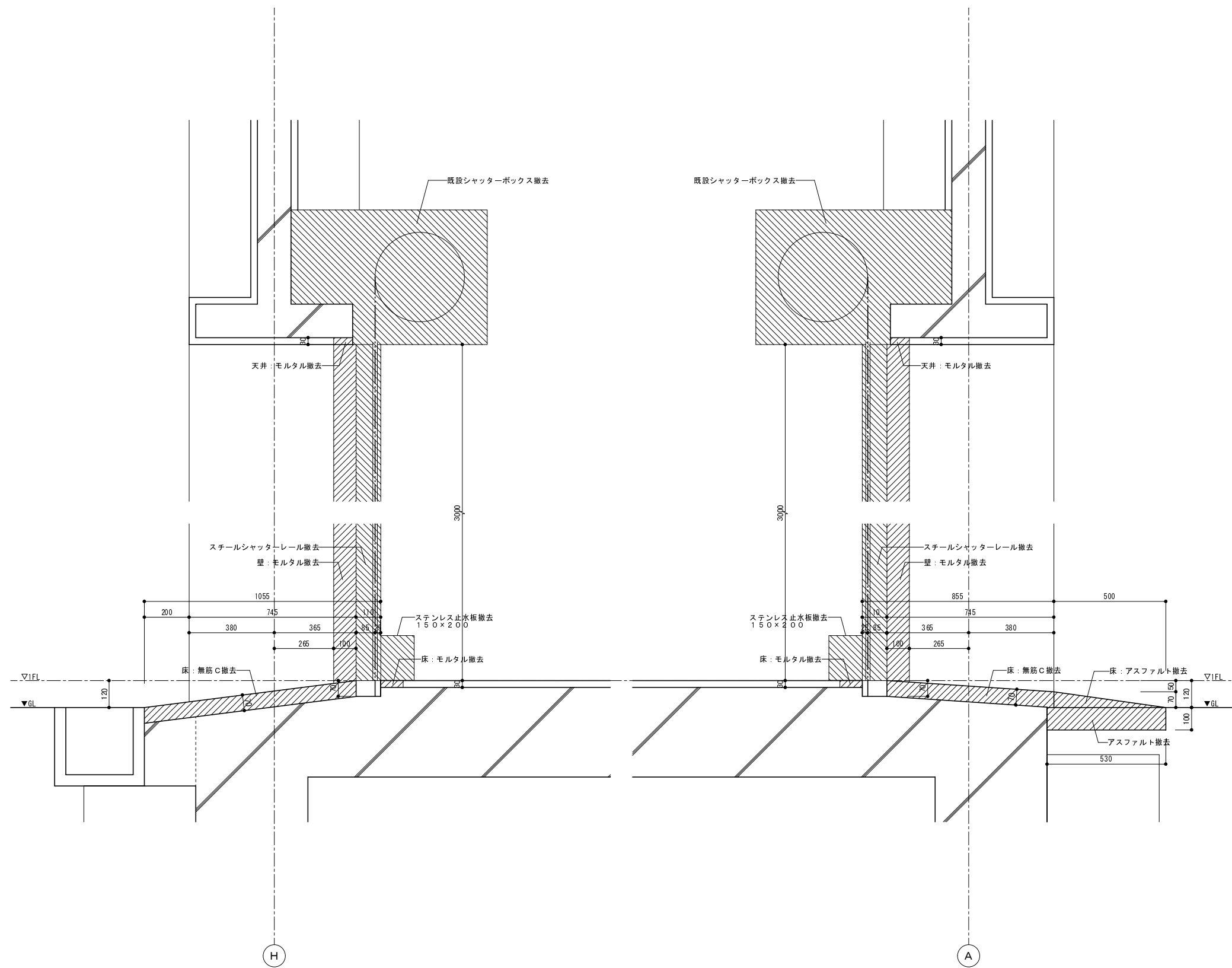


a部詳細図 S=1:10

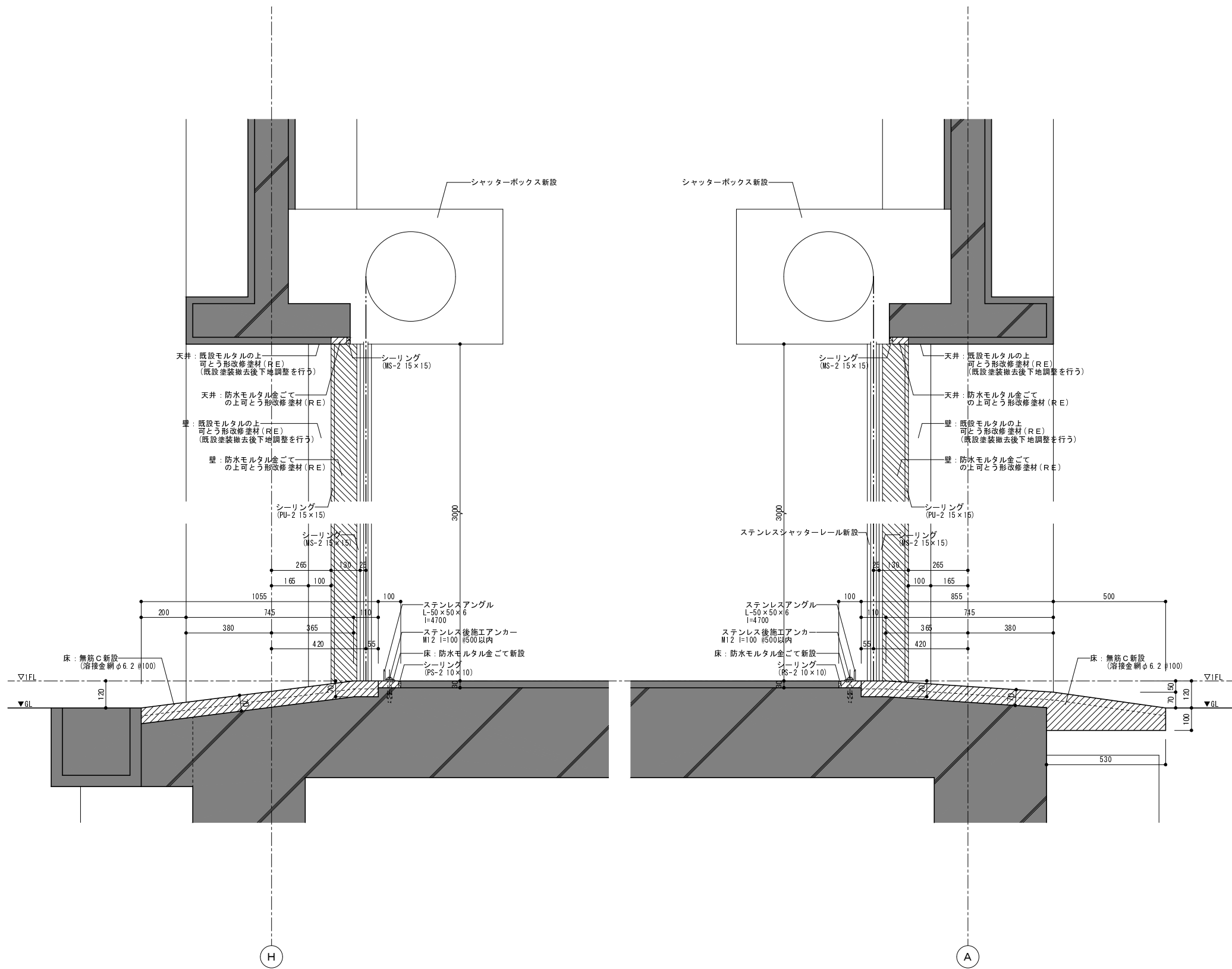


改修後ア-ア断面図 S=1:50

事業名	常盤ポンプ場改修工事		
工事名	四日市市常盤ポンプ場		
工事場所	改修前後シャッター廻り詳細図		
名称	改修前後シャッター廻り詳細図		
縮尺	1:50 (A1)	設計年月日	平成 年 月
	1:100 (A3)		
工種	設計者 (株) NJS		
事業主体	四日市市	図面番号	D-19



事業名			
工事名	常磐ポンプ場改修工事		
工事場所	四日市市常磐ポンプ場		
名称	改修前シャッター部断面詳細図		
縮尺	1:10 (A1) 1:20 (A3)	設計年月日	平成 年 月
工種	設計者	(株) NJS	
事業主体	四日市市	図面番号	D-20



事業名			
工事名	常盤ポンプ場改修工事		
工事場所	四日市市常盤ポンプ場		
名称	改修後シャッター部断面詳細図		
縮尺	1:10 (A1) 1:20 (A3)	設計年月日	平成 年 月
工種	設計者	(株) NJS	
事業主体	四日市市	図面番号	D-21

撤去建具リスト								S=1:50
記号・名称・個数	SS-1 I	鋼製重量電動シャッター	2					
場所	1階：エンジン室							
仕上（枠共）								
建具	見込（ランマ）							
	硝子（ランマ）							
	ガラリ							
建具枠	見込取合 番摺							
枠記号	番摺（水切）記号							
建具金物								
その他	シャッターレール共撤去							
形状・寸法								

新設建具リスト								S=1:50
記号・名称・個数	SS-1 II	鋼製重量電動シャッター（水圧開放方式）	2					
場所	1階：エンジン室							
仕上（枠共）	DP スラットt1.6							
建具	見込（ランマ）							
	硝子（ランマ）							
	ガラリ							
建具枠	見込取合 番摺							
枠記号	番摺（水切）記号	D-						
建具金物	付属金物一式・シャッターボックス マグサレール（SUS）・座板ゴム							
その他	降下時非常停止装置 3相 200V 2次配線							
形状・寸法								

- 共通事項
- 特記なき限り外部はシリンダ箱錠（内部サムターン）とし内部は本締り付きモノロックとする。但し、押板、押棒の場合は、シリンダ本締り錠とする。
 - パイプスペース、ダクトスペースの点検扉の錠はシリンダ本締り錠（特記なき限り同一キー）とする。
 - 便所等の施設を必要としない箇所は空錠とし、押板、押棒の場合は錠不要とする。
 - AH、FHを除きDCの有無にかかわらず出入口には戸当り、あおり止めをつける。壁仕上ボード類等の場合は床付きとする。（但し、通行に支障のあるものは除く）
 - 特記なき限り外部に面するガラリ戸は防鳥網付とする。
 - アルミニウム製窓の締り金物、排煙口操作レバーの位置は床から1、500以内とする。
 - 大型、気密鋼製建具はシリンダ本締り錠付きとする。
 - 特記なき限り内部建具のガラリはイ型とする。
 - 特記なき限り鋼製戸の見込みは40mmとする。
 - 防火戸の位置は建具位置図による。
 - 特記なき限り気密扉・簡易気密扉の吸音材の充填は行わないものとする。

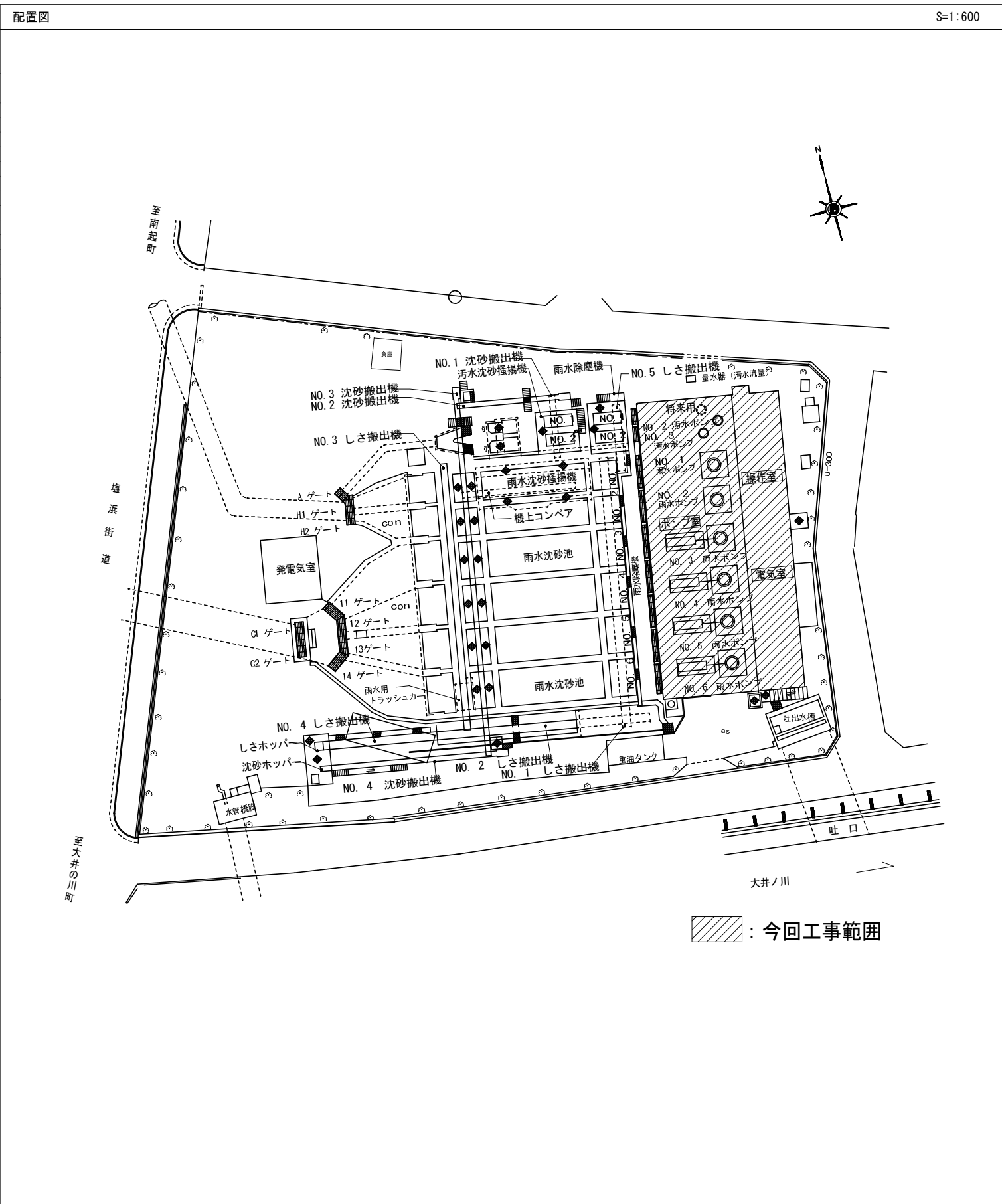
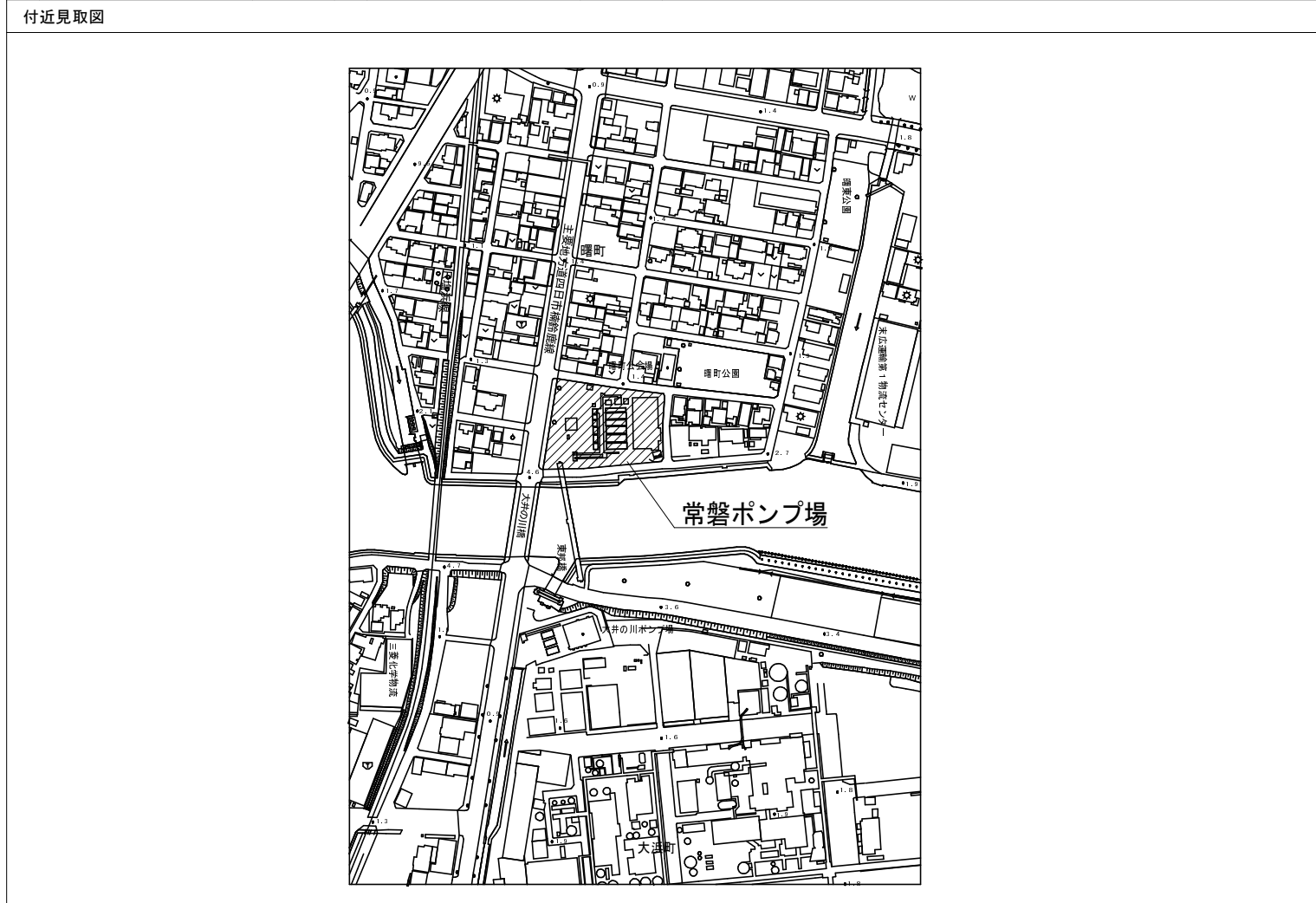
建具略号	種別	戸	窓	ガラリ	オーバーヘッドドア	紙障子	ふすま	シャッター	網戸	ガラス略号	金物略号	
											DC	AH
略号	アルミニウム製	AD	AW	AG	AOD			AS	aW	F	型板ガラス	
	鋼製	SD	SW	SG	SOD			SS		P	フロート板ガラス	
	鋼製軽量	LD						LS		N	網入型板ガラス	
	ステンレス製	SSD	SSW	SSG				SSS		NP	網入みがき板ガラス	
	木製	WD	WW	WG		P	H			DC	ドアクローザー	
										AH	オートヒンジ	
										FH	フロアヒンジ	
										OH	ビレットヒンジ	

凡例	
	撤去建具を示す
	新設建具を示す

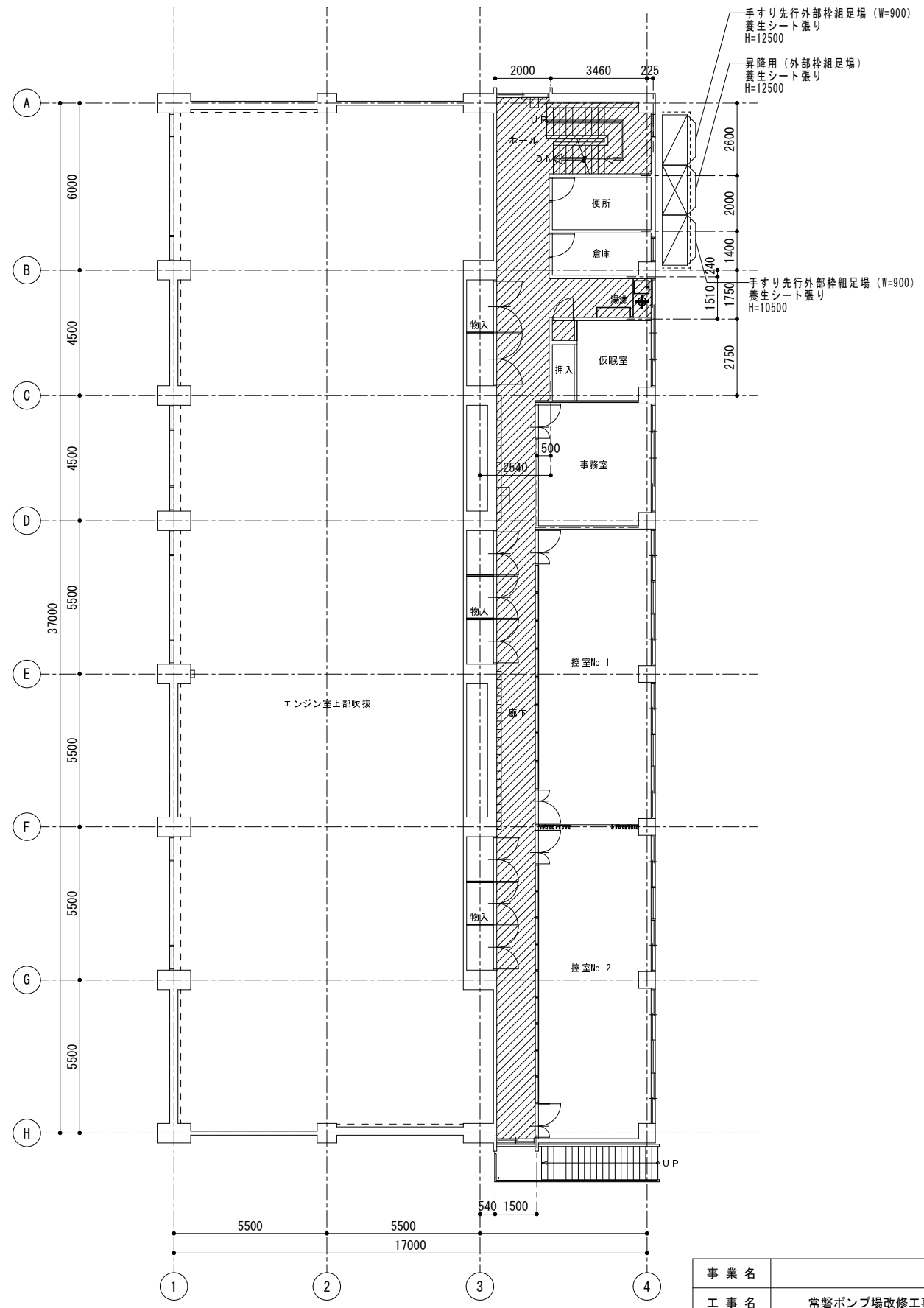
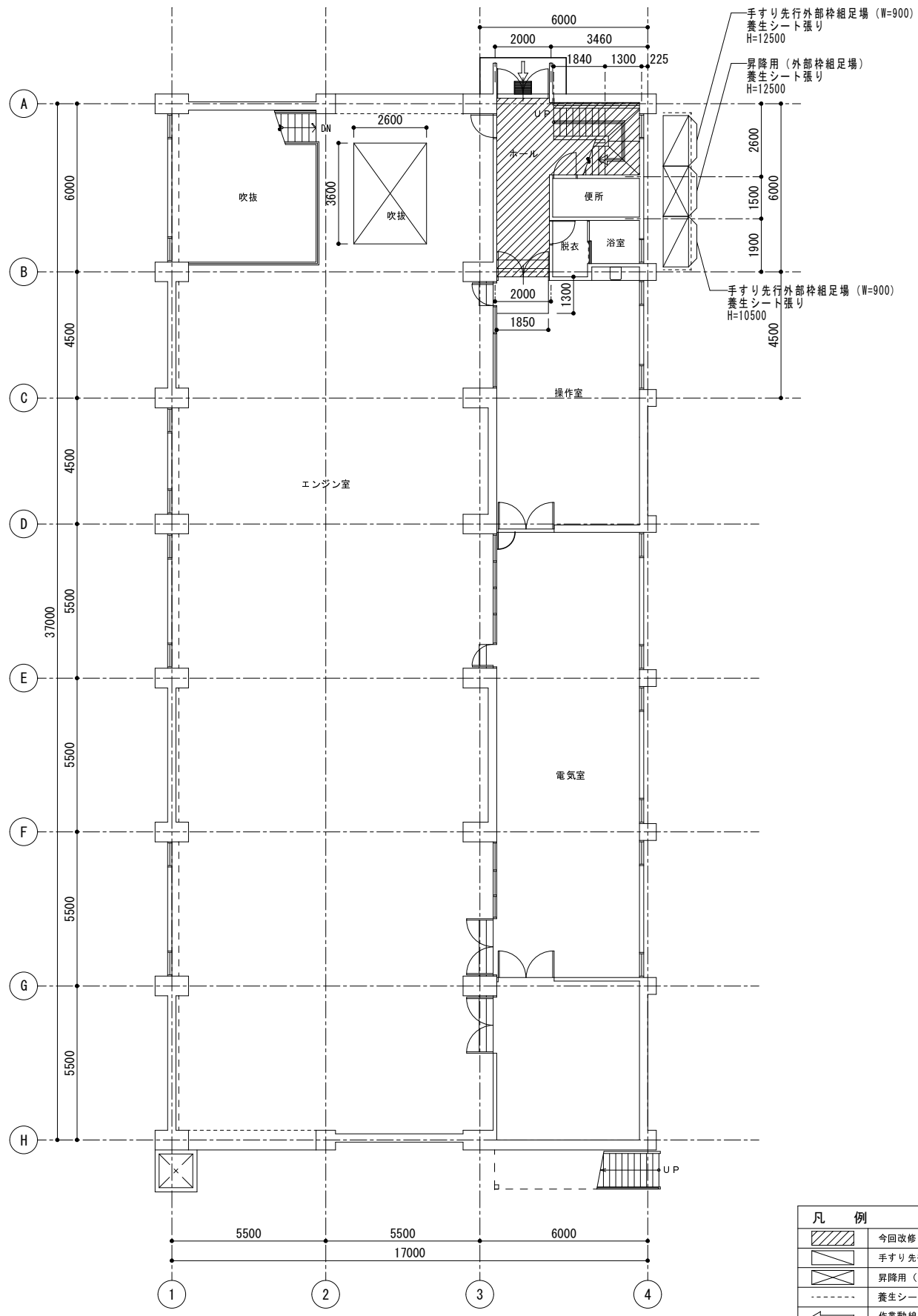
事業名			
工事名	常磐ポンプ場改修工事		
工事場所	四日市市常磐ポンプ場		
名称	撤去、新設建具表		
縮尺	1:50 (A1) 1:100 (A3)	設計年月日	平成 年 月
工種		設計者	(株) NJS
事業主体	四日市市	図面番号	D-22

建築概要			材料表					
建物名称	工事名称	常盤ポンプ場改修工事	種別	室名	名称(符号)	品質・規格	形状・寸法	備考
敷地概要	建築場所		床	玄関ホール・廊下	ビニル床タイル	300'ジヨウ'ニル床3体	300×300・t=2.0	東リ(株) マチコV同等品
	敷地面積		踏面	階段	ビニル床タイル	300'ジヨウ'ニル床3体	300×300・t=2.0	東リ(株) マチコV同等品
	用途指定							
	防火指定							
	その他指定							
工事種別	建築(内装、屋上防水、シャッター) 機械設備・電気設備							
既設建物の概要	主要用途							
	その他							
	構造	鉄筋コンクリート造						
	階数	地下2階・地上2階						
	完成年月日	年 月 日						
	改修履歴							
	面積	建築面積： m2 延べ面積： 2,202.47m2						

塗装一覧表		仕上材符号一覧表		共通事項
符号	名称	符号	名称	1. 各一覧表・材料表に記載の符号等は、本表以外の設計図にも適用する。
E-P-G	つや有合成樹脂エマルションペイント塗り	GB-S	シーリングせっこうボード	
防火材料一覧				
区分	材料の名称・規格	認定番号		

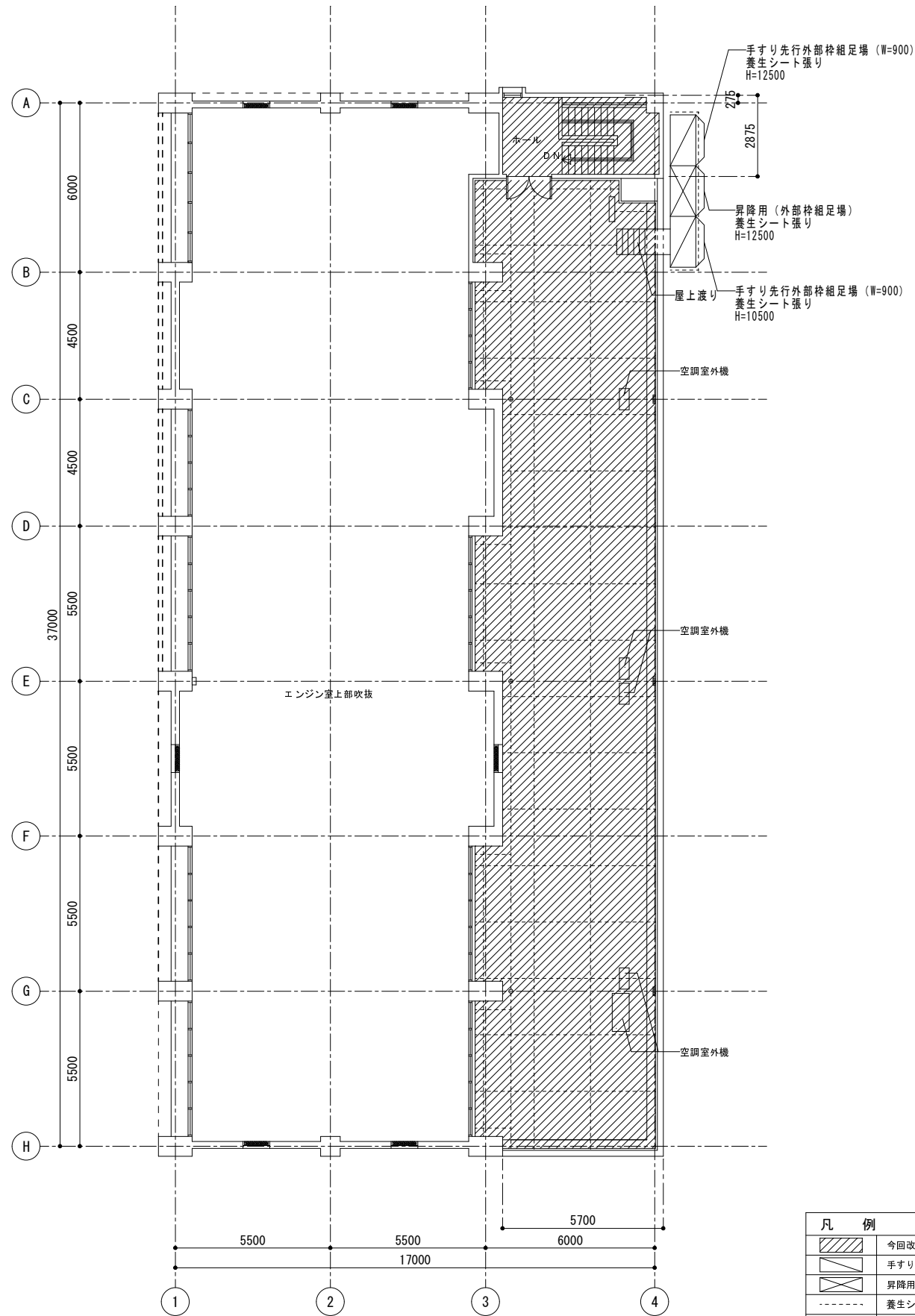


事業名	常盤ポンプ場改修工事		
工事名	四日市市常盤ポンプ場		
工事場所	建築概要・付近見取図		
名称	縮尺 1:600 (A1) 1:1200 (A3)		
設計年月日	平成	年	月
工種	設計者	(株) NJS	
事業主体	四日市市	図面番号	D-23



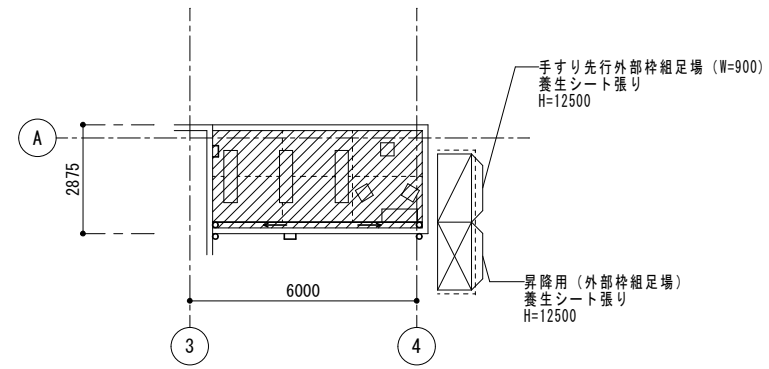
凡 例	
	今回改修範囲を示す
	手すり先行外部枠組足場 (W=900) を示す
	昇降用 (外部枠組足場) を示す
	養生シート張りを示す
	作業動線を示す

事業名	常盤ポンプ場改修工事		
工事場所	四日市市常盤ポンプ場		
名称	仮設図(1) (参考図)		
縮尺	1:100 (A1) 1:100 (A3)	設計年月日	平成 年 月
工種	設計者	(株) NJS	
事業主体	四日市市	図面番号	D-24



屋上仮設平面図 S=1:100

凡 例	
	今回改修範囲を示す
	手すり先行外部枠組足場 (W=900) を示す
	昇降用 (外部枠組足場) を示す
	養生シート張りを示す
	作業動線を示す



PH屋上仮設平面図 S=1:100

事業名	常盤ポンプ場改修工事		
工事場所	四日市市常盤ポンプ場		
名称	仮設図(2) (参考図)		
縮尺	1:100 (A1) 1:200 (A3)	設計年月日	平成 年 月
工種	設計者	(株) NJS	
事業主体	四日市市	図面番号	D-25

常磐ポンプ場改修工事 設計図

仕様書

I. 工事概要

1. 工事場所 四日市市磯町地内

建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積(m ²)	消防法施行令別表第一	備考
常磐ポンプ場	RC造	地上2階、地下2階	2201.47	15項	特定の施設

3. 工事種目(○印の付いたものを適用する)

建物別及び屋外	工事種目	工事種別	
○空気調和設備 ・換気設備 ・排塵設備 ・自動制御設備 ・衛生器具設備 ・給水設備 ・排水設備 ・給湯設備 ・消火設備 ・厨房設備 ・カス設備 ・雨水利用設備 ・排水処理設備 ○撤去工事	常磐ポンプ場	屋外	

4. 指定部分 ・無 ・有(部位: 指定部分工期 平成 年 月 日)

5. 設備概要(○印の付いたものを適用する。)

方式及び種別	設備概要
空調方式 主要熱源機器 自動制御方式 給水方式 排水方式 消火設備の種類	・パッケージ形空気調和機 ・全熱交換機 ・電気式・電子式・デジタル式 ・高圧タンク方式・ポンプ直送方式 ○水道直結方式 ・水道直結増圧方式 建物内の汚水と雑排水(○合流式・分流式) ポンプ排水 ・有(・汚物 ・雑排水 ・清水) ○無 建物外放流先 (1)汚水 ・直放流下水管 ○公共下水道放流 (2)雑排水 ○直放流下水管 ・屋内消火栓設備 ・スプリンクラー設備 ・泡消火設備 ・連結散水設備 ・連結送水管 ・不活性ガス消火設備(・)

II. 工事仕様

1. 共通仕様
(1) 図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁繕部制定の下記仕様書等のうち、○印の付いたものを適用する。
○公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成29年版(以下「標準仕様書」という。))
○公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成29年版(以下「改修標準仕様書」という。))
○公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(平成29年版(以下「標準図」という。))

2. 特記仕様
章、項目及び特記事項は、○印の付いたものを適用する。

項目	特記事項
○ ① 環境への配慮	(1) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の○ から ○ を満たすものとする。 ○合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発生が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ○接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ○接着剤は、可塑性(フタル酸ジエーポキシチル及びフタル酸ジエーエチルヘキシル等を含有しない難燃性の可塑性を除く)が追加されていない材料を使用する。 ○○の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発生が極めて少ない材料を使用したものである。 (2) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の○ 又は ○ に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の ○ 又は ○ に該当する材料を指す。 ○建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材以外の材料 ○建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ○建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材 ○建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 (1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 (2) 別表-1に機材等名が記載された製造業者等は、次の1から6すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 ○品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ○生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ○安定的な供給が可能であること。 ○法令等で定め許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ○製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ○販売、保守等の営業体制を整えていること。 (3) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく特定調達品目は判断の基準等を満足させるものとする。
○ ② 材料・機材の品質等	○ 配管施工(配管工事) ○ 建築板金施工(ダクト製作及び取り付け) ○ 熱絶縁施工(保温工事) ○ 冷凍空気調和機器施工(チリングユニット、パッケージ形空気調和機のカ付け及び整備)

④ 工事用仮設備
⑤ 足場その他

構内につくることが ○ できる ・できない
・別契約の関係受注者が設置したものは無償で使用できる。

○ 本工事で設置する。「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づき足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり設置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。
・内部足場等(・種 ・種 ・種)
・外部足場等(・種 ・種 ・種 ・種)

⑥ 建設発生土の処理
・埋戻し後の建設発生土は、監督職員が指示する構内の場所に敷きならしとする。
○ 構外搬出適切処理とする。

⑦ 埋戻し・盛土
⑧ 運転操作説明板
系統図、機器等の取り扱い方法及び重要な定期点検項目を記載したアクリル樹脂製の板を機械室に設置する。説明板の大きさは、約 m2とする。

⑨ 機材の承諾図
⑩ 総合調整
機械設備工事機材承諾図様式集(平成25年版)によるほか、監督職員の指示による。

○ 本工事・別途調整項目(測定箇所等は監督職員の指示による。)
・風量調整 ○ 水量調整 ・室内外空気の室温度の測定
・室内気流及びじんあいの測定 ・騒音の測定 ・飲料水の水质の測定

換気扇、圧力風及び標準仕様書に記載なく特記のないものの電動機の保護規格は、製造者規格による標準品としてよい。
・50Hz ・60Hz

(1) 機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。
(2) 電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された数値以下とする。

設備機器の固定は次によるほか、建築設備耐震設計・施工指針 2014年版(独立行政法人建築研究所監修)による。(100kg以上の機器を対象とする。)
(1) 設計用水平地震力は、機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量)に、地域係数1.0及び次に示す設計用標準水平地震度を乗じたものとする。
設計用標準水平地震度

設置場所	機器種別	特定の施設		一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
屋上及び	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
塔屋	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
地階・1階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

上層階とは2~6階建の場合は最上階、7~9階建の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。
中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの
重要機器は次による。

[名称:]、記号:]、[名称:]、記号:]	[名称:]、記号:]、[名称:]、記号:]
[名称:]、記号:]、[名称:]、記号:]	[名称:]、記号:]、[名称:]、記号:]
[名称:]、記号:]、[名称:]、記号:]	[名称:]、記号:]、[名称:]、記号:]
[名称:]、記号:]、[名称:]、記号:]	[名称:]、記号:]、[名称:]、記号:]

水槽類にはオイルタンクを含む。
(2) 設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の1/2とする。

(1) 地中埋設機 ・要(図示による。)
(2) 埋設表示用テープ(2倍) ・要(排水管を除く。)
(1) ステンレス配管の接合は、下記による。
・呼び径60S以下(SAS322を満足した継手)
(2) 溶接部の非破壊検査 ・要(採取率 ・標準仕様書(機械設備工事編)による。 %)

17 絶縁継手
18 保温
取り付け箇所及び仕様は図示による。
・屋外露出部の(・機器類 ・配管類)には(・凍結防止ヒーター ・防寒保温)を行う。なお、配管類には弁類を含むものとする。
(対象機器類: ・給水管 ・消火管(屋外のみ) ・膨張管 ・ドレン管(屋内のみ))
凍結防止ヒーター: 自己サーモとし、防寒保温を施すものとする。
防寒保温 : 標準仕様書第2編3.1.4及び3.1.5によるものとする。但し、保温厚さは配管の呼び径25以下は50mm以上、呼び径32以上は40mm以上とする。
・共同溝、トレンチの保温は(標準仕様書第2編の施工箇所)を適用する。
・多湿箇所は下記の場所とする。(天井内共多湿箇所とする。)
(・浴室(ユニットは除く) ・シャワー室(ユニットは除く) ・脱衣室 ・)
・屋内露出(・実験室 ・)の保温外装は(・アルミガラスクロス ・)とする。

19 塗装
露出機材の塗装仕上げは下記による。
・屋外: ・ドレン管 (・指定色塗装) ・全屋電線管 (・内外面溶剤亜鉛メッキ仕上げ ・指定色塗装)
・屋内: ・EPS、ビット階を除く露出配管、電線管類(・指定色塗装))
電線及びケーブルの規格は標準仕様書第4編1.5.1表4.1.1.1による。
() 書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。

20 電線類
21 天井仕上区分
22 吊り及び支持
○ ③ 施工調査
事前調査 ・本工事
調査項目 ・既着資料調査
調査範囲 ・図示
調査方法 ・図示
・はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に走査式埋設物調査を行い、監督職員に報告を行うこと。
・石綿含有分析調査(定性分析により石綿含有されている場合は、定量分析を実施する。)

○ ④ 既存躯体への穿孔
○ ⑤ 試験
穿孔機械を使用し、既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる付原装置等を用いて施工する。
(1) 各種配管の試験は、新設配管に適用する。
(2) 新設配管は、既設配管との接続前に試験を行う。
給水管の水道用硬質塩化ビニル管H1VPは0.75MPaでの耐圧試験とする。
既設配管との接続の場合は、監督職員の承諾を得れば、漏れ、詰まりがない事を目視での確認で良いこととする。
既設配管は保温、埋設直前に、給水給湯系: 2.4時間常圧耐圧確認
排水系: 通水確認

23 施工調査
事前調査 ・本工事
調査項目 ・既着資料調査
調査範囲 ・図示
調査方法 ・図示
・はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に走査式埋設物調査を行い、監督職員に報告を行うこと。
・石綿含有分析調査(定性分析により石綿含有されている場合は、定量分析を実施する。)

○ ④ 既存躯体への穿孔
○ ⑤ 試験
穿孔機械を使用し、既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる付原装置等を用いて施工する。
(1) 各種配管の試験は、新設配管に適用する。
(2) 新設配管は、既設配管との接続前に試験を行う。
給水管の水道用硬質塩化ビニル管H1VPは0.75MPaでの耐圧試験とする。
既設配管との接続の場合は、監督職員の承諾を得れば、漏れ、詰まりがない事を目視での確認で良いこととする。
既設配管は保温、埋設直前に、給水給湯系: 2.4時間常圧耐圧確認
排水系: 通水確認

○ ④ 既存躯体への穿孔
○ ⑤ 試験
穿孔機械を使用し、既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる付原装置等を用いて施工する。
(1) 各種配管の試験は、新設配管に適用する。
(2) 新設配管は、既設配管との接続前に試験を行う。
給水管の水道用硬質塩化ビニル管H1VPは0.75MPaでの耐圧試験とする。
既設配管との接続の場合は、監督職員の承諾を得れば、漏れ、詰まりがない事を目視での確認で良いこととする。
既設配管は保温、埋設直前に、給水給湯系: 2.4時間常圧耐圧確認
排水系: 通水確認

○ ④ 既存躯体への穿孔
○ ⑤ 試験
穿孔機械を使用し、既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる付原装置等を用いて施工する。
(1) 各種配管の試験は、新設配管に適用する。
(2) 新設配管は、既設配管との接続前に試験を行う。
給水管の水道用硬質塩化ビニル管H1VPは0.75MPaでの耐圧試験とする。
既設配管との接続の場合は、監督職員の承諾を得れば、漏れ、詰まりがない事を目視での確認で良いこととする。
既設配管は保温、埋設直前に、給水給湯系: 2.4時間常圧耐圧確認
排水系: 通水確認

○ ④ 既存躯体への穿孔
○ ⑤ 試験
穿孔機械を使用し、既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる付原装置等を用いて施工する。
(1) 各種配管の試験は、新設配管に適用する。
(2) 新設配管は、既設配管との接続前に試験を行う。
給水管の水道用硬質塩化ビニル管H1VPは0.75MPaでの耐圧試験とする。
既設配管との接続の場合は、監督職員の承諾を得れば、漏れ、詰まりがない事を目視での確認で良いこととする。
既設配管は保温、埋設直前に、給水給湯系: 2.4時間常圧耐圧確認
排水系: 通水確認

○ ④ 既存躯体への穿孔
○ ⑤ 試験
穿孔機械を使用し、既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる付原装置等を用いて施工する。
(1) 各種配管の試験は、新設配管に適用する。
(2) 新設配管は、既設配管との接続前に試験を行う。
給水管の水道用硬質塩化ビニル管H1VPは0.75MPaでの耐圧試験とする。
既設配管との接続の場合は、監督職員の承諾を得れば、漏れ、詰まりがない事を目視での確認で良いこととする。
既設配管は保温、埋設直前に、給水給湯系: 2.4時間常圧耐圧確認
排水系: 通水確認

○ ④ 既存躯体への穿孔
○ ⑤ 試験
穿孔機械を使用し、既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる付原装置等を用いて施工する。
(1) 各種配管の試験は、新設配管に適用する。
(2) 新設配管は、既設配管との接続前に試験を行う。
給水管の水道用硬質塩化ビニル管H1VPは0.75MPaでの耐圧試験とする。
既設配管との接続の場合は、監督職員の承諾を得れば、漏れ、詰まりがない事を目視での確認で良いこととする。
既設配管は保温、埋設直前に、給水給湯系: 2.4時間常圧耐圧確認
排水系: 通水確認

○ ④ 既存躯体への穿孔
○ ⑤ 試験
穿孔機械を使用し、既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる付原装置等を用いて施工する。
(1) 各種配管の試験は、新設配管に適用する。
(2) 新設配管は、既設配管との接続前に試験を行う。
給水管の水道用硬質塩化ビニル管H1VPは0.75MPaでの耐圧試験とする。
既設配管との接続の場合は、監督職員の承諾を得れば、漏れ、詰まりがない事を目視での確認で良いこととする。
既設配管は保温、埋設直前に、給水給湯系: 2.4時間常圧耐圧確認
排水系: 通水確認

○ ④ 既存躯体への穿孔
○ ⑤ 試験
穿孔機械を使用し、既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる付原装置等を用いて施工する。
(1) 各種配管の試験は、新設配管に適用する。
(2) 新設配管は、既設配管との接続前に試験を行う。
給水管の水道用硬質塩化ビニル管H1VPは0.75MPaでの耐圧試験とする。
既設配管との接続の場合は、監督職員の承諾を得れば、漏れ、詰まりがない事を目視での確認で良いこととする。
既設配管は保温、埋設直前に、給水給湯系: 2.4時間常圧耐圧確認
排水系: 通水確認

・空気調和設備(1)

1 設計用温湿度
(地区名:津)
外気(地区名:津)
一般系統
屋内
OA系統
一般系統(ACP系統)
湿度(DB)湿度(RH)湿度(DB)湿度(RH)湿度(DB)湿度(RH)湿度(DB)湿度(RH)
夏期 34.7℃ 57.7% 28℃ 50% 24℃ 45% 28℃(夏季)50%(夏季)
冬期 1.2℃ 51.8% 19℃ 40% 24℃ 45% 19℃(夏季)40%(夏季)

2 鋼板製煙道
3 ダクト

4 風量測定口
5 チャンバー

6 ダンパー

7 配管材料

8 弁類

9 油面制御装置

10 保温及び消音内貼り

・換気設備

1 ダクト

2 風量測定口

3 ダンパー

4 排気ダクトのシール

5 チャンバー

6 保温

・排水設備

1 ダクト

2 排気口の形式

3 排塵口自動開放装置(開放及び復帰方式)

4 排塵風量測定

・設備制御

1 システム構成

2 電気計装用機材

・設備器具

1 衛生器具付風呂栓

2 洗面器

・給水設備

1 配管材料

2 水栓

3 量水器

4 量水器樹

5 弁類

6 管の地中埋設深さ

7 水栓柱

8 建物挿入部配管

9 引込納付金等

10 保温

・給湯設備

1 給水引込管(直結部分)は水道事業者の指定による(・ポリエチレン管)

(2) 地中埋設配管(コンクリート埋込) ・塩化ビニル管(VD) ・ビニル管(H1VP)

(3) その他の一般配管(上水)(加温) ・塩化ビニル管(VA) (図示の箇所)(雑用水) ・塩化ビニル管(VA)

・ 台所流し用の水栓は泡沫式とする。
・ 水抜栓を使用する場合、水栓は固定こまきとする。

・ 親メーカー(貨与品) (・直読式 ・パルス式)
・ 子メーター(買い取り) (・直読式 ・パルス式) 遠隔表示器付
水道事業者指定品(・貨与品 ・買い取り(材質:) ・標準図MC形
JIS又はJV ・水道直結部分(・10K ・)
・ その他の部分(・5K ・)
・ 逆止弁(衝撃吸込時はライニング不要とする。
・ ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする。

管の上端より原則として、一般敷地は(30cm) 構内道路は(60cm) 以上とする。

・ 合成樹脂製 ・人達石とぎ出し製 ・不凍水栓 ・ステンレス製
・ 標準図(建築物挿入部の変位吸収配管要領)の(・(a) ・(b) ・(c) による。
・ ポリエチレン配管の施工要領は図示による。
・ 要 ・不要
次のタンクの保温を行う。 ・鋼板製タンク ・ステンレス製タンク

・排水設備
1 配管材料
ビニル管の125A以上、VUを使用してよい。

(1) 屋内
汚水管 ・排水用塩化ビニル管(VP) ・ビニル管(VP) ・耐火二層管
雑排水管 ・排水用塩化ビニル管(VP) ・ビニル管(VP) ・耐火二層管
通気管 ・排水用炭素鋼管(白) ・ビニル管(VP) ・耐火二層管
ポンプアップ排水管 ・排水用「antalエポキシ塗装鋼管
(2) 屋外
第一樹まで ・排水用塩化ビニル管(VP)
・ ビニル管(VP)
・ ビニル管(VP)
・ リサイクルビニル管(RS-VU)

洗面器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。
台所流し等の床上面露出部分の配管は、ビニル管(VP)でもよい。
大便器、小便器、洗面器及び掃除 流しとの接続管は、ビニル管(VP)とする。
取り付け箇所は図示による。
・ 要 ・不要

・給湯設備
1 配管材料
2 弁類
・ ステンレス鋼管 ・塩化ビニル管(HVA) ※地中埋設配管は、WHTLP
・ ステンレス配管を使用する場合の材質は、ステンレス製とする。
JIS又はJV(・5K ・10K(図示部分))

・消火設備
1 配管材料
2 建物挿入部配管
3 不活性ガス消火設備
4 泡消火設備
(1) 屋内消火栓 一般 ・ ステンレス鋼管(SUS304) ・配管用炭素鋼管(白) 地中 ・ ステンレス鋼管(SUS316) ・外面被覆鋼管(VS)
(2) 連結送水管 一般 ・ 圧力配管用炭素鋼管(白) (・Sch40) 地中 ・ 圧力配管用炭素鋼管(白) (・Sch40)
標準図(建築物挿入部の変位吸収配管要領)の(・(a) ・(b) ・(c) による。別図による。
別図による。

・厨房設備
1 システム
2 機器の機能等
・ ドライシステム ・ 図示による。

・ガス設備
1 ガス種別
2 配管材料
3 充てん容器
4 集合装置
5 転倒防止等
6 メーター
7 ガス漏れ警報器
8 漏洩検知装置
9 電気防食
10 引込負担金等
・ 都市ガス(供給者名: 発熱量 MJ/m3(N))
・ 液化石油ガス
・ 都市ガス ガス事業者の供給規定による。
・ 液化石油ガス (1) 一般: ・配管用炭素鋼管(白) (2) 地中: ・ポリエチレン管 ・外面被覆鋼管(VL)
別途(・50kg ・) × 4本
標準図(液化石油ガス容器廻り配管要領)による 4本組。
標準図(液化石油ガス容器転倒防止施工要領)の(・(a) ・(b))による。
・ 親メーカー(貨与品) (・直読式 ・パルス式(パルス発信器は ・買い取り))
・ 子メーター(買い取り) (・直読式 ・パルス式)
・ 本工事(図示による。) ・ 別途工事
・ 要 ・不要
・ 要 ・不要

・雨水利用設備
1 仕様等
別図による。

・排水処理設備
1 仕様等
2 設備方式
別図による。
・ 排水再利用 ・ 浄化槽 ・ 厨房除害

○撤去工事
1 撤去内容
2 支持金物等
3 石綿含有材撤去
4 冷媒(70類)の回収
○ 図示による
ダクト及び配管等の支持金物・吊りボルト等は本工事で撤去する。
・ 撤去方法 ・ 図示による
冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は改修標準仕様書による。
(1) 冷媒の回収にあたっては、監督職員に次の書類を提出する。
(ア) 第一種フロン回収業者登録通知書の写し
(イ) フロン類回収証明書

○引き渡しを要するものは、金属類(○機器 ・ダクト ○配管 ・その他の金物) ・再生資源化を図るもの(・)とする。
・特別管理産業廃棄物は(・)とする。
○引き渡しを要するもの以外は、構外搬出適切処理とし、搬出費及び処分費は(○本工事 ・別途)とする。

○引き渡しを要するものは、金属類(○機器 ・ダクト ○配管 ・その他の金物) ・再生資源化を図るもの(・)とする。
・特別管理産業廃棄物は(・)とする。
○引き渡しを要するもの以外は、構外搬出適切処理とし、搬出費及び処分費は(○本工事 ・別途)とする。

○引き渡しを要するものは、金属類(○機器 ・ダクト ○配管 ・その他の金物) ・再生資源化を図るもの(・)とする。
・特別管理産業廃棄物は(・)とする。
○引き渡しを要するもの以外は、構外搬出適切処理とし、搬出費及び処分費は(○本工事 ・別途)とする。

○引き渡しを要するものは、金属類(○機器 ・ダクト ○配管 ・その他の金物) ・再生資源化を図るもの(・)とする。
・特別管理産業廃棄物は(・)とする。
○引き渡しを要するもの以外は、構外搬出適切処理とし、搬出費及び処分費は(○本工事 ・別途)とする。

○引き渡しを要するものは、金属類(○機器 ・ダクト ○配管 ・その他の金物) ・再生資源化を図るもの(・)とする。
・特別管理産業廃棄物は(・)とする。
○引き渡しを要するもの以外は、構外搬出適切処理とし、搬出費及び処分費は(○本工事 ・別途)とする。

○引き渡しを要するものは、金属類(○機器 ・ダクト ○配管 ・その他の金物) ・再生資源化を図るもの(・)とする。
・特別管理産業廃棄物は(・)とする。
○引き渡しを要するもの以外は、構外搬出適切処理とし、搬出費及び処分費は(○本工事 ・別途)とする。

○引き渡しを要するものは、金属類(○機器 ・ダクト ○配管 ・その他の金物) ・再生資源化を図るもの(・)とする。
・特別管理産業廃棄物は(・)とする。
○引き渡しを要するもの以外は、構外搬出適切処理とし、搬出費及び処分費は(○本工事 ・別途)とする。

○引き渡しを要するものは、金属類(○機器 ・ダクト ○配管 ・その他の金物) ・再生資源化を図るもの(・)とする。
・特別管理産業廃棄物は(・)とする。
○引き渡しを要するもの以外は、構外搬出適切処理とし、搬出費及び処分費は(○本工事 ・別途)とする。

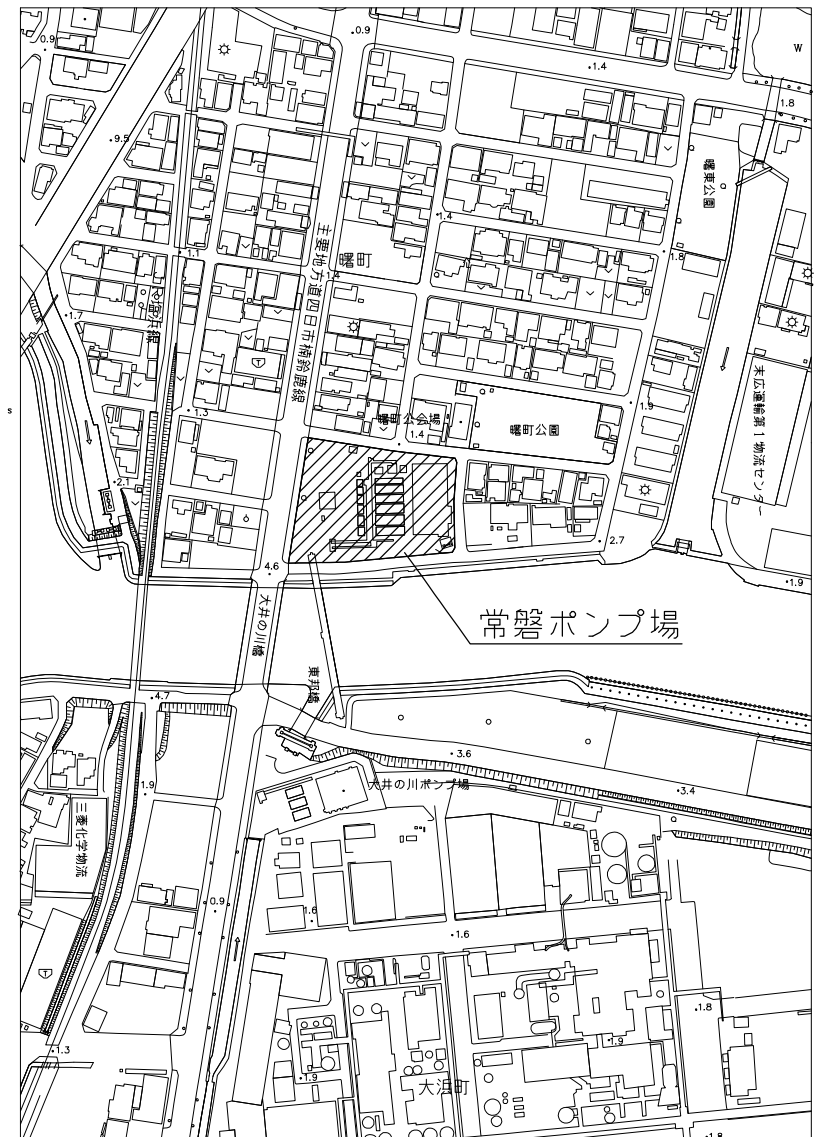
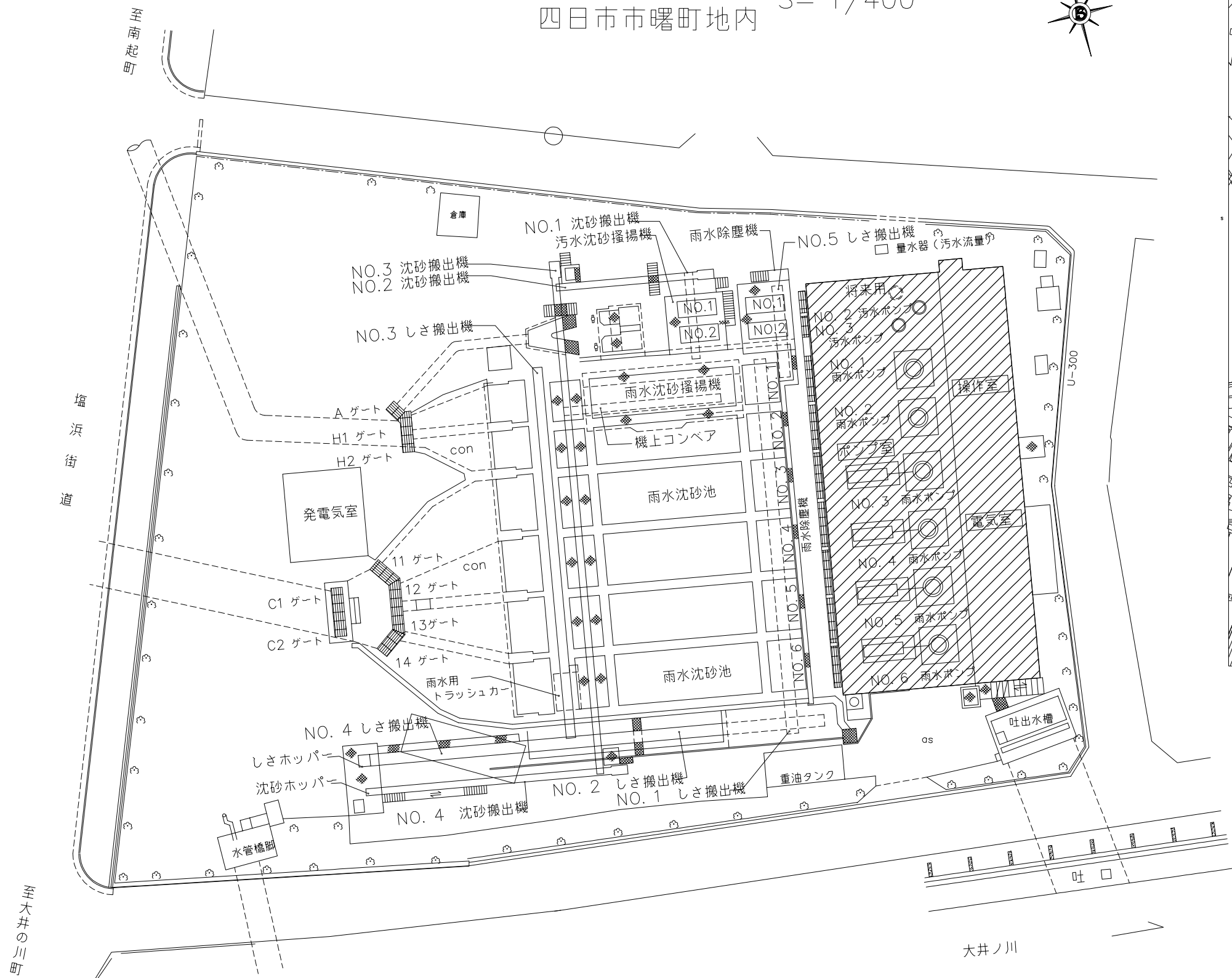
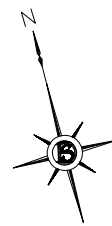
○引き渡しを要するものは、金属類(○機器 ・ダクト ○配管 ・その他の金物) ・再生資源化を図るもの(・)とする。
・特別管理産業廃棄物は(・)とする。
○引き渡しを要するもの以外は、構外搬出適切処理とし、搬出費及び処分費は(○本工事 ・別途)とする。

○引き渡しを要するものは、金属類(○機器 ・ダクト ○配管 ・その他の金物) ・再生資源化を図るもの(・)とする。
・特別管理産業廃棄物は(・)とする。
○引き渡しを要するもの以外は、構外搬出適切処理とし、搬出費及び処分費は(○本工事 ・別途)とする。

○引き渡しを要するものは、金属類(○機器 ・ダクト ○配管 ・その他の金物) ・再生資源化を図るもの(・)とする。
・特別管理産業廃棄物は(・)とする。
○引き渡しを要するもの以外は、構外搬出適切処理とし

常磐ポンプ場一般平面図

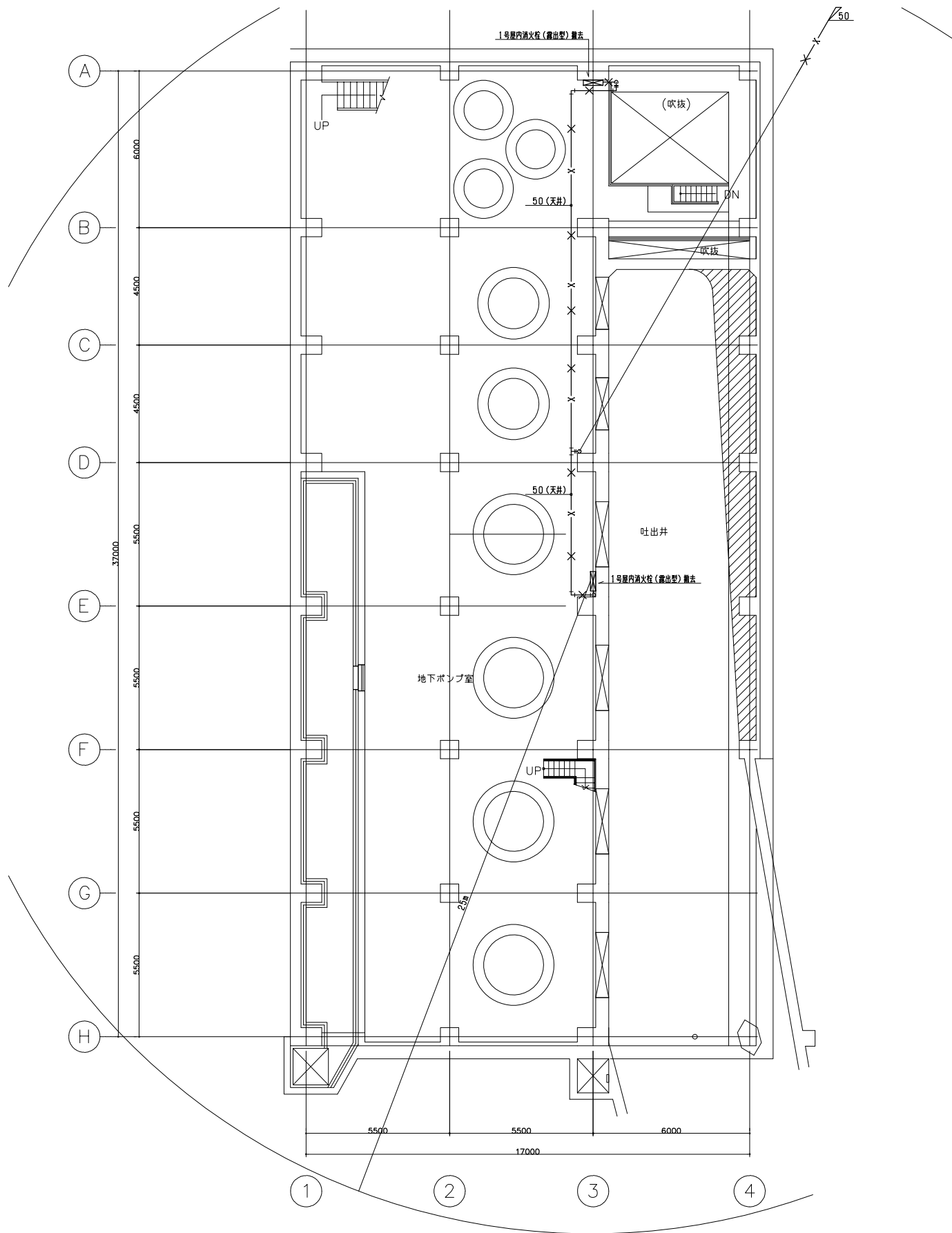
四日市市曙町地内 S= 1/400



位置図

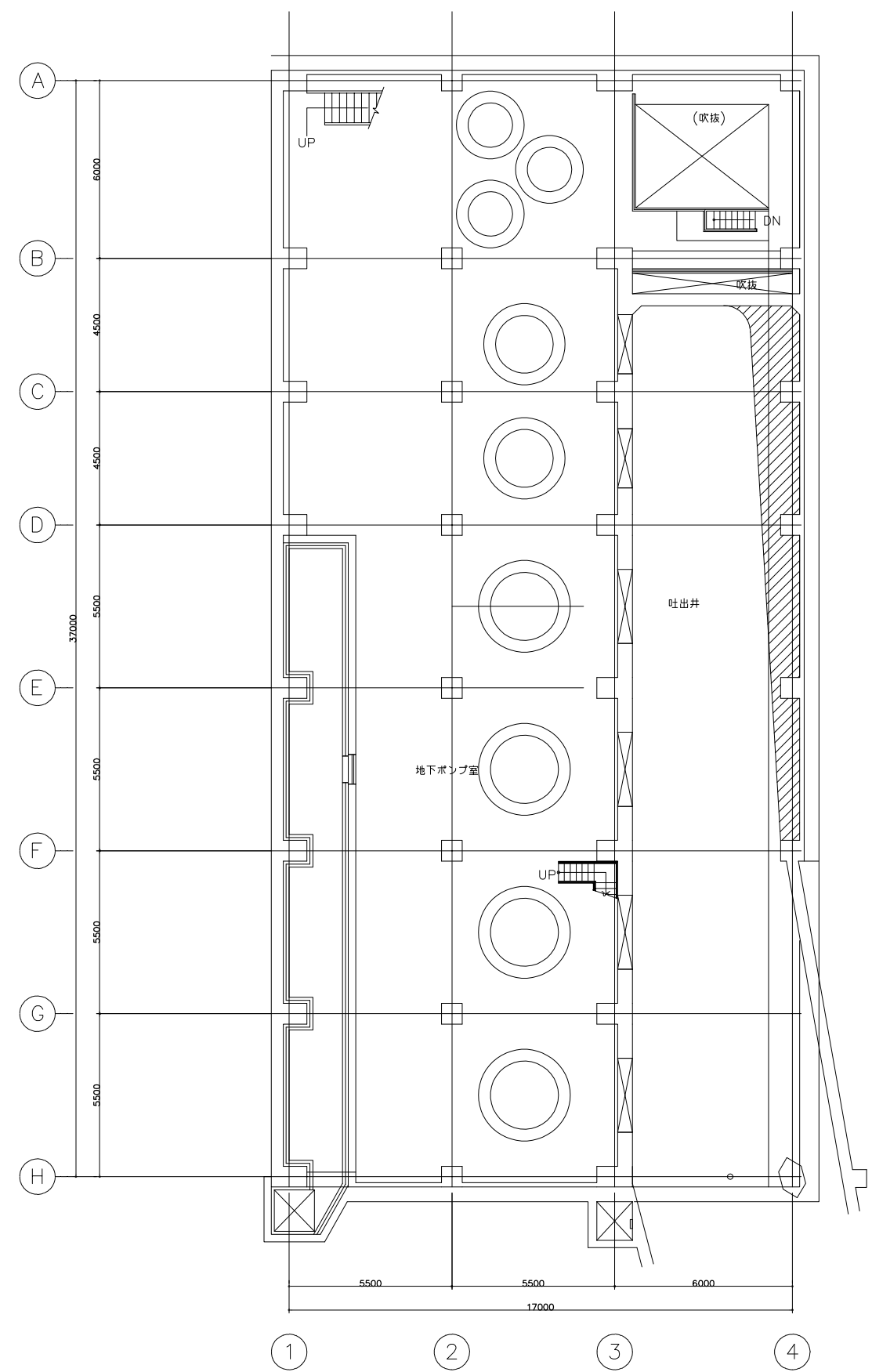
: 今回工事範囲

事業名	常磐ポンプ場改修工事		
工事名	四日市市常磐ポンプ場		
工事場所	建築機械設備 一般平面図・位置図		
名称	建築機械設備 一般平面図・位置図		
縮尺	1:400 (A1) 1:800 (A3)	設計年月日	平成 年 月
工種	設計者	(株) NJS	
事業主体	四日市市	図面番号	AM-3



改修前B1階平面図 S=1:100

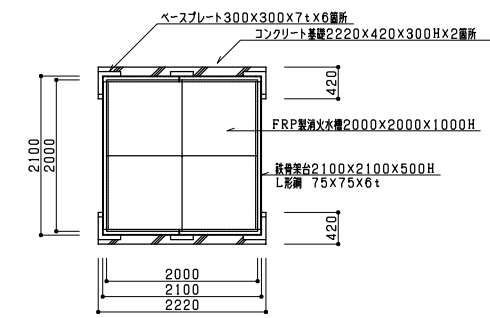
注) ★は床はつり補修箇所を示す。
☆は壁はつり補修箇所を示す。
▲は既設配管切取、プラグ止め箇所を示す。



改修後B1階平面図 S=1:100

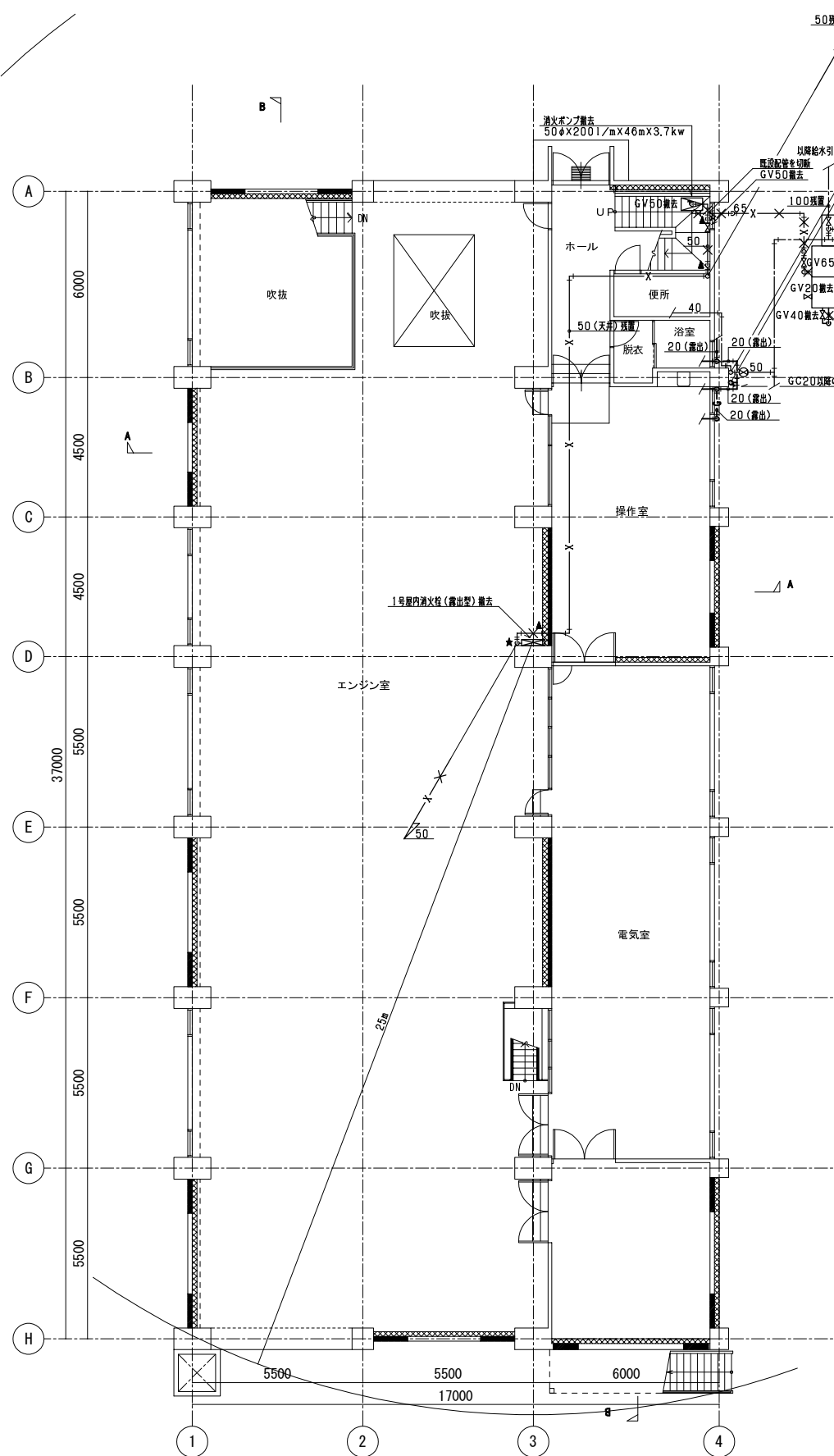
事業名			
工事名	常盤ポンプ場改修工事		
工事場所	四日市市常盤ポンプ場		
名称	建築機械設備 改修前後B1階平面図		
縮尺	1:100 (A1) 1:200 (A3)	設計年月日	平成 年 月
工種	設計者	(株) NJS	
事業主体	四日市市	図面番号	AM-4

記号	名称	備考
—	給水管	(一般)水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 SGP-VA (埋設)水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 SGP-VD
—	雑排水管	(一般)配管用炭素鋼管(白) SGP(B) (埋設)硬質ポリ塩化ビニル管 VP
—	消火管	(一般)配管用炭素鋼管(白) SGP(白) (埋設)消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管 SGP-VS
○	玉形弁	SV (直圧部) JIS10K、(直圧部以外) JIS5K 弁機共
○	玉形弁	SV (直圧部) JIS10K、(直圧部以外) JIS5K
○	仕切弁	GV (直圧部) JIS10K、(直圧部以外) JIS5K
○	逆止弁	CV (直圧部) JIS10K、(直圧部以外) JIS5K
○	電磁弁	
○	テスト弁	40A
○	フレキシブルジョイント	FJ SUS製ベローズ
○	防振継手	FJ 合成ゴム
○	ボールタップ	BT
○	屋内消火栓	(埋込) HB-1A (露出) HB-1B



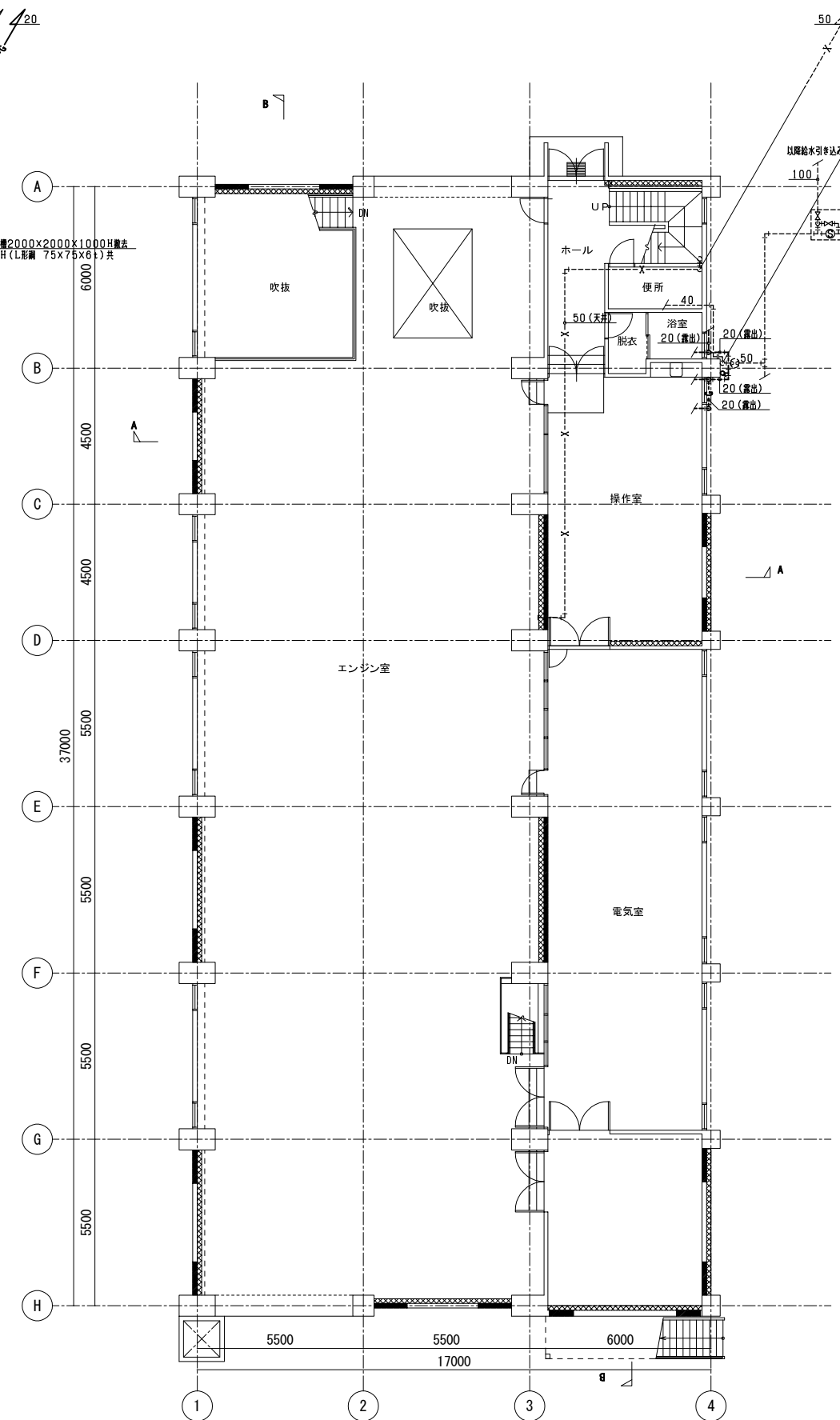
消火水槽参考図 S=1:50

注) 図中消火水槽及び架台、コンクリート基礎は全て撤去



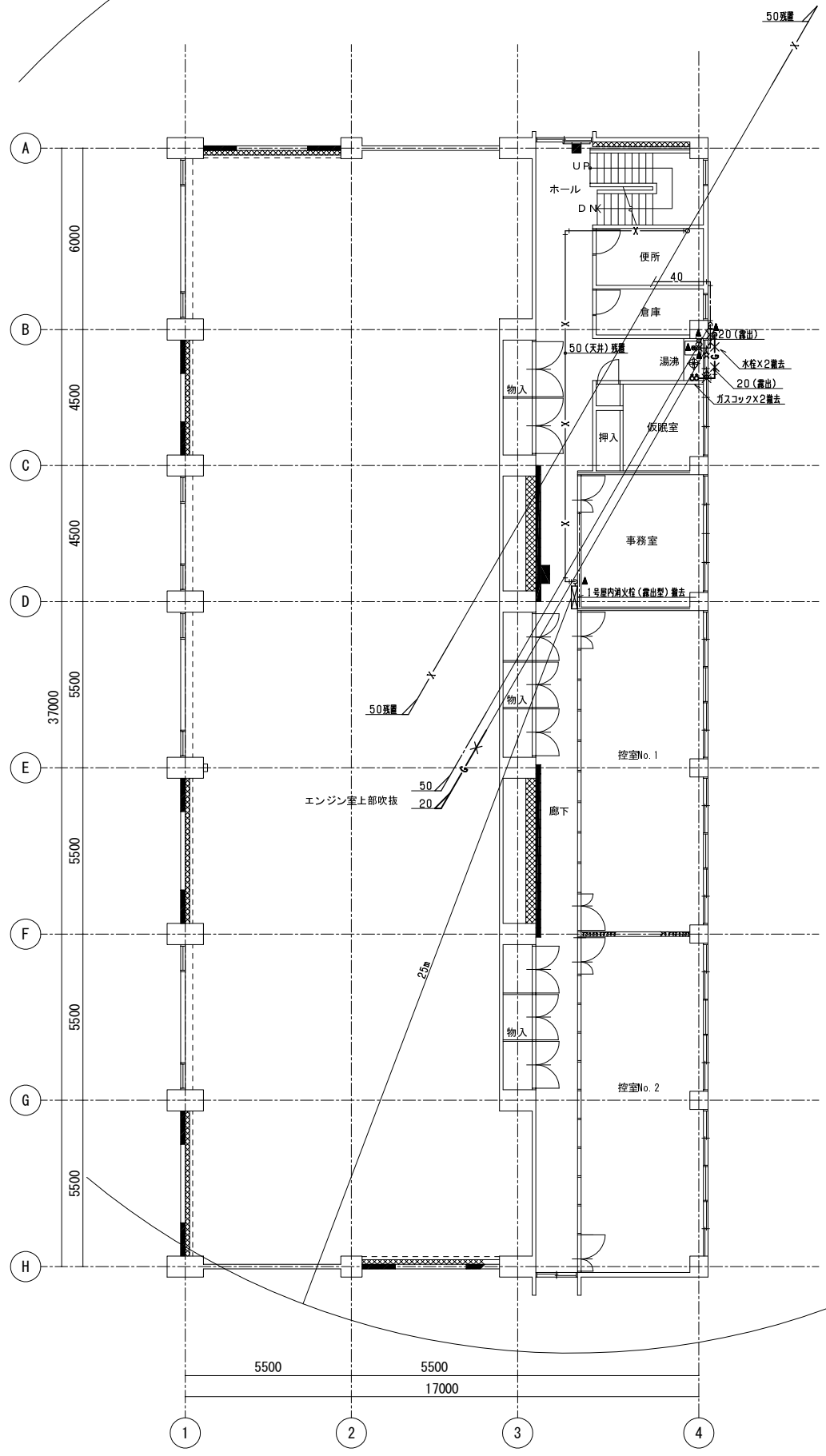
改修前1階平面図 S=1:100

注) ●は床はつり補修箇所を示す。
☆は壁はつり補修箇所を示す。
▲は既設配管切断、プラグ止め箇所を示す。



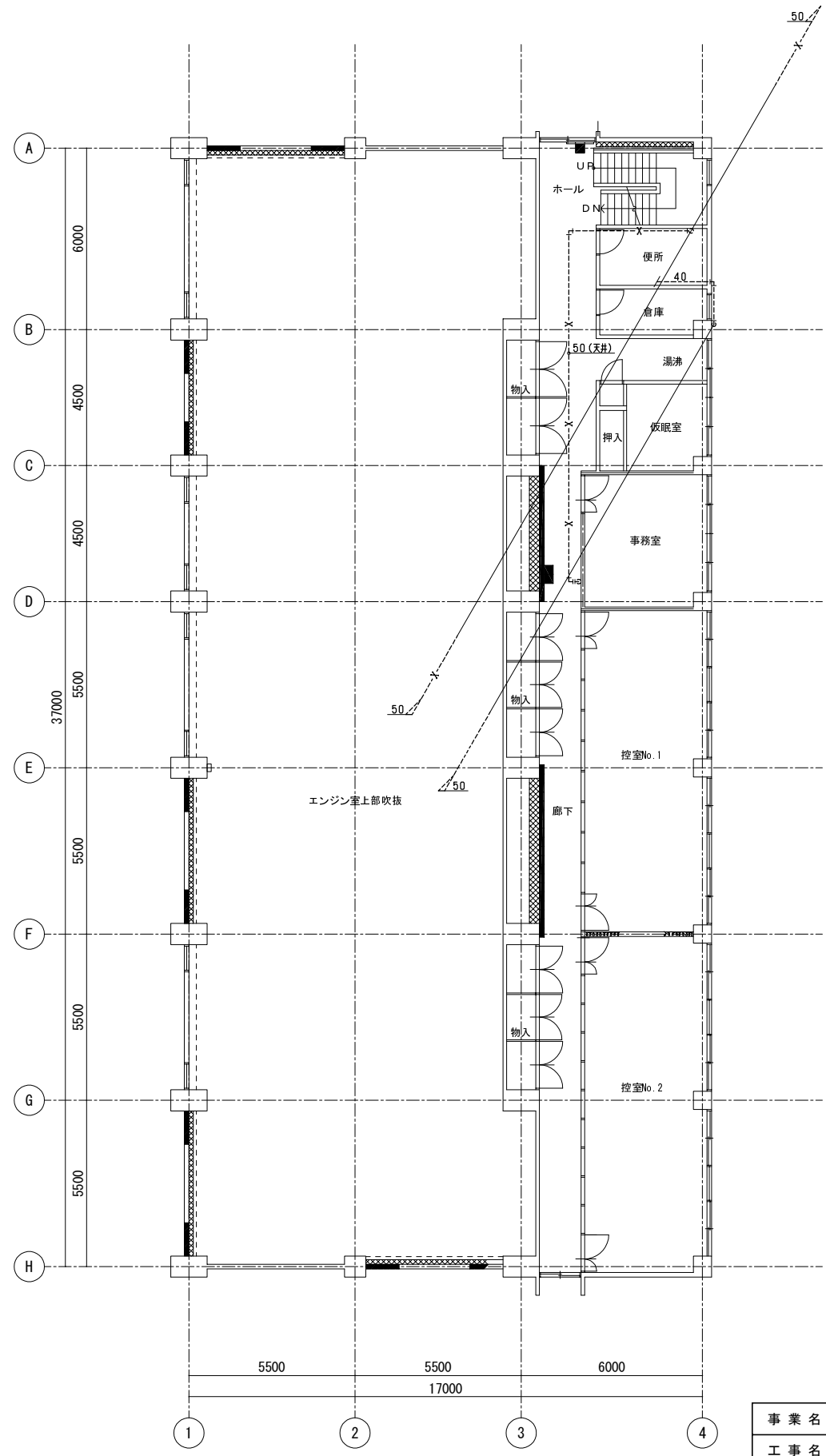
改修後1階平面図 S=1:100

事業名	常盤ポンプ場改修工事		
工事名	常盤ポンプ場改修工事		
工事場所	四日市市常盤ポンプ場		
名称	建築機械設備 改修前後1階平面図		
縮尺	1:100 (A1) 1:200 (A3)	設計年月日	平成 年 月
工種	設計者	(株) NJS	
事業主体	四日市市	図面番号	AM-5



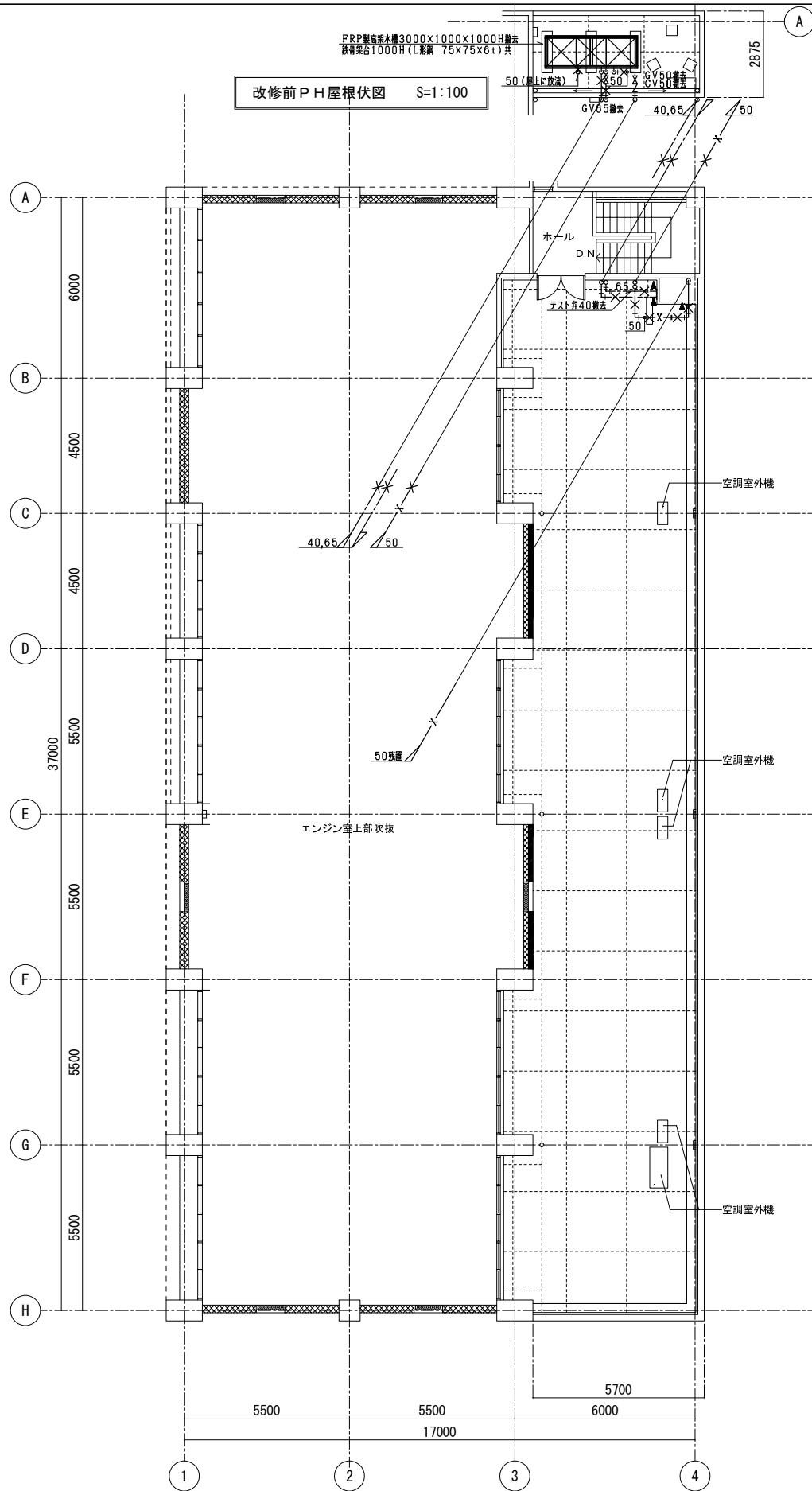
改修前 2階平面図 S=1:100

注) ★は床はつり補修箇所を示す。
 ☆は壁はつり補修箇所を示す。
 ▲は既設配管切筋、プラグ止め箇所を示す。



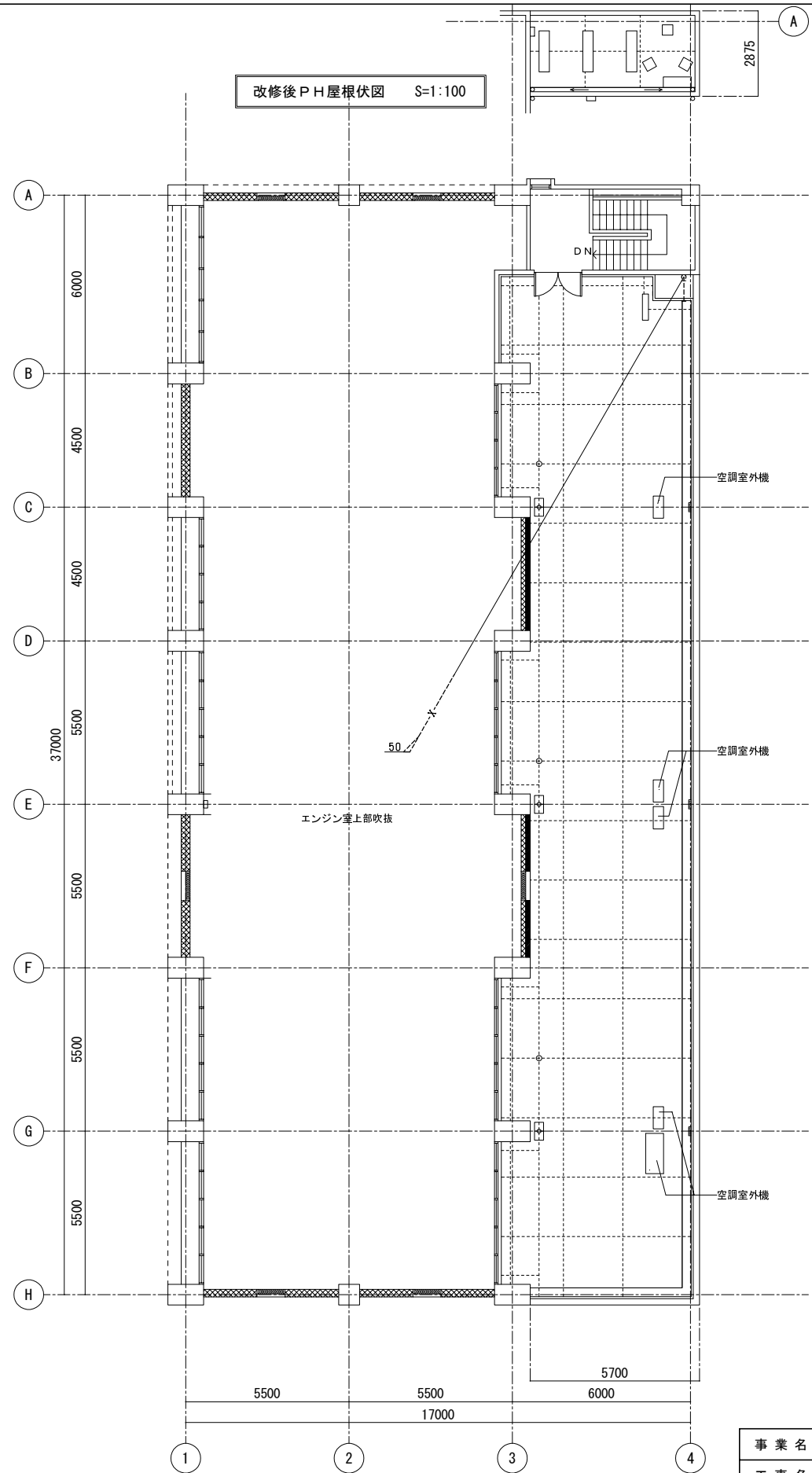
改修後 2階平面図 S=1:100

事業名	常盤ポンプ場改修工事		
工事場所	四日市市常盤ポンプ場		
名称	建築機械設備 改修前後2階平面図		
縮尺	1:100 (A1) 1:200 (A3)	設計年月日	平成 年 月
工種	設計者	(株) NJS	
事業主	四日市市	図面番号	AM-6



改修前屋根伏図 S=1:100

注) ●は床はつり補修箇所を示す。
 ☆は壁はつり補修箇所を示す。
 ▲は既設配管切筋、プラグ止め箇所を示す。



改修後屋根伏図 S=1:100

事業名			
工事名	常盤ポンプ場改修工事		
工事場所	四日市市常盤ポンプ場		
名称	建築機械設備 改修前後屋根伏図		
縮尺	1:100 (A1) 1:200 (A3)	設計年月日	平成 年 月
工種	設計者	(株) NJS	
事業主	四日市市	図面番号	AM-7